京都府議会基本条例の検証に係る

結果報告書

令和７年３月

政策調整会議

目　　次

1 検証に至る経過

(1) 京都府議会基本条例の制定等……1

(2) 令和６年度における検証……1

2 政策調整会議における検証の経過

(1) 政策調整会議委員……2

(2) 検証の経過……2

3 検討結果等

(1) 検証方法……3

(2) 検証結果……6

ア 評価結果等の総括……6

イ 各項目の評価（詳細）……8

＜参考資料＞

資料１　議会基本条例の検証について
（理事調整会議からの検証依頼）……２２

資料２　各会派評価シートの取りまとめ……２３

資料３　京都府議会基本条例（全文）……７０

1　検証に至る経過

(1) 京都府議会基本条例の制定等

平成22年12月16日に可決・成立し、同月24日に公布・施行された京都府議会基本条例（平成22年京都府条例第44号）は、議会が府民の信託に応え、議会の権能が最大限に発揮できるよう、それまでの様々な議会改革の実績を基盤に、更なる議会の権能の発展及び機能の確立を目指して制定された、京都府議会における議会運営の基本となる事項を定める条例である。

以降京都府議会では同条例に則った議会運営、議会改革等が進められ、平成30年度には、制定以降の府議会の具体的な活動実態に基づき、条例制定当時に意図したように、責務や議会活動を適切に果たしてきたかとの観点で検証を行った。

(2) 令和６年度における検証

令和５年７月４日の石田議長からの議会改革の諮問を受け、議会運営委員会に設置された議会改革検討小委員会において、令和５年度及び令和６年度に検討する事項について論点整理が行われた。

その結果、議長の諮問事項のうち「多様な主体からの知見を取り入れる仕組みづくりなど、議会の政策提案機能や監視機能等を強化し、その役割を発揮するための取組の検討」の一環として、京都府議会基本条例に基づく議会運営等の検証を実施することとなり、令和６年５月24日に理事調整会議から政策調整会議に対し、「議会基本条例の検証」を実施するよう要請が行われた（資料１）。

この報告書では当該要請を受け、政策調整会議で行われた検証の結果を報告する。

2 政策調整会議における検証の経過

(1) 政策調整会議委員（６名）

○ 座長　家元　　優【自民】

○ 委員　宮下 友紀子【自民】
北川　剛司※1/畑本　義允※2【維国】
成宮 真理子【共産】
小原　　舞【府民】
山口　　勝【公明】

※1　令和６年９月 12 日退任
※2　令和６年９月 12 日選任

(2) 検証の経過

R6.　5.24　理事調整会議からの検証依頼
R6.　6.17　第１回 検証の進め方の協議（１）
R6.　6.24　第２回 検証の進め方の協議（２）
R6.　7.12　第３回 評価シートの確認
R6.　9.24　第４回 各会派の評価結果の確認
R6.　9.30　第５回 各項目の評価についての協議（No. １～No. ６）
R6. 12. 2　第６回 各項目の評価についての協議（No. ７～No. 11）
R6. 12.17　第７回 各項目の評価についての協議（No. 12～No. 16）
R7.　2. 5　第８回 各項目の評価についての協議（No. 17～No. 23）
R7.　2.19　第９回 まとめ協議（１）
R7.　3. 6　第10回 まとめ協議（２）
R7.　3.13　第11回 まとめ協議（３）

3 検証結果等

(1) 検証方法

前回検証（平成30年度）時点からの改善状況等を検証するため、前回評価対象とした15条・23項目について、前回検証以降の令和元年度から令和６年度にかけての京都府議会の具体的な活動実態に基づき、５段階評価を行うとともに、条文改正の必要性の有無を検討した。

なお、検証の進め方については、各会派で５段階評価とその理由を記載した評価シートを作成し、それらを取りまとめた資料（資料２）を基に府議会全体としての評価について協議を行った。

評価対象項目

【評価対象項目（23項目）】

広聴活動	（２項目）	第８条第３項、第９条第２項
広報活動	（３項目）	第９条第１項、第10条第１項、第10条第２項
請願・陳情	（１項目）	第９条第３項
執行部監視機能	（１項目）	第12条第２項
政策立案機能	（１項目）	第13条第１項
提言・提案機能	（２項目）	第13条第２項、第13条第３項
調査権の行使	（３項目）	第14条、第20条第１項、第20条第２項
委員会	（１項目）	第17条
審議の充実	（２項目）	第18条、第22条第２項
意見書・決議等	（１項目）	第19条
議会改革	（１項目）	第22条第１項
他議会との連携	（１項目）	第22条第３項
議会事務局	（１項目）	第23条
議会図書館	（１項目）	第24条
基本条例の尊重	（１項目）	第25条
基本条例の見直し	（１項目）	第26条

【評価になじまない項目（23 項目）】

① **理念的規定**であり、府議会の具体的な活動実態に基づいた評価になじまない。
② **他の条例等との関係性を示すために定められた規定**であり、府議会の具体的な活動実態に基づいた評価になじまない。
③ **個々の議員や会派の責務に係る規定**であり、府議会が主体となる評価にはなじまない。
④ **議員定数・選挙区に係る検討・見直しの基本となる理念・考え方を規定**したものであり、府議会の具体的な活動実態に基づいた評価になじまない。

章	条　項	理由
前文	全て	①
第１章	全て	
第２章	全て	
第３章	第８条第１項・第２項	
第４章	第 11 条、第 12 条第１項	
第５章	第 15 条	
	第 16 条	②
	第 20 条第３項・第４項	③
第６章	第 21 条第１項	②
	第 21 条第２項	④

評価の基準

ア　数値は、「府民視点から、次のように認められる」と評価したことを意味することとする。

「４」「５」・・十分にできている。
（「５」は「達成度」が特に高い場合に選択）
「３」・・・・概ねできている。
「２」・・・・不十分であり、努力が必要
「１」・・・・できていない。

イ　アの「できている」「できていない」等の判断は、府議会の具体的な活動実態に基づき、「達成度（成果）」と「プロセス（過程）」を総合的に評価することで行うこととする。

＜「５段階評価」のイメージ＞

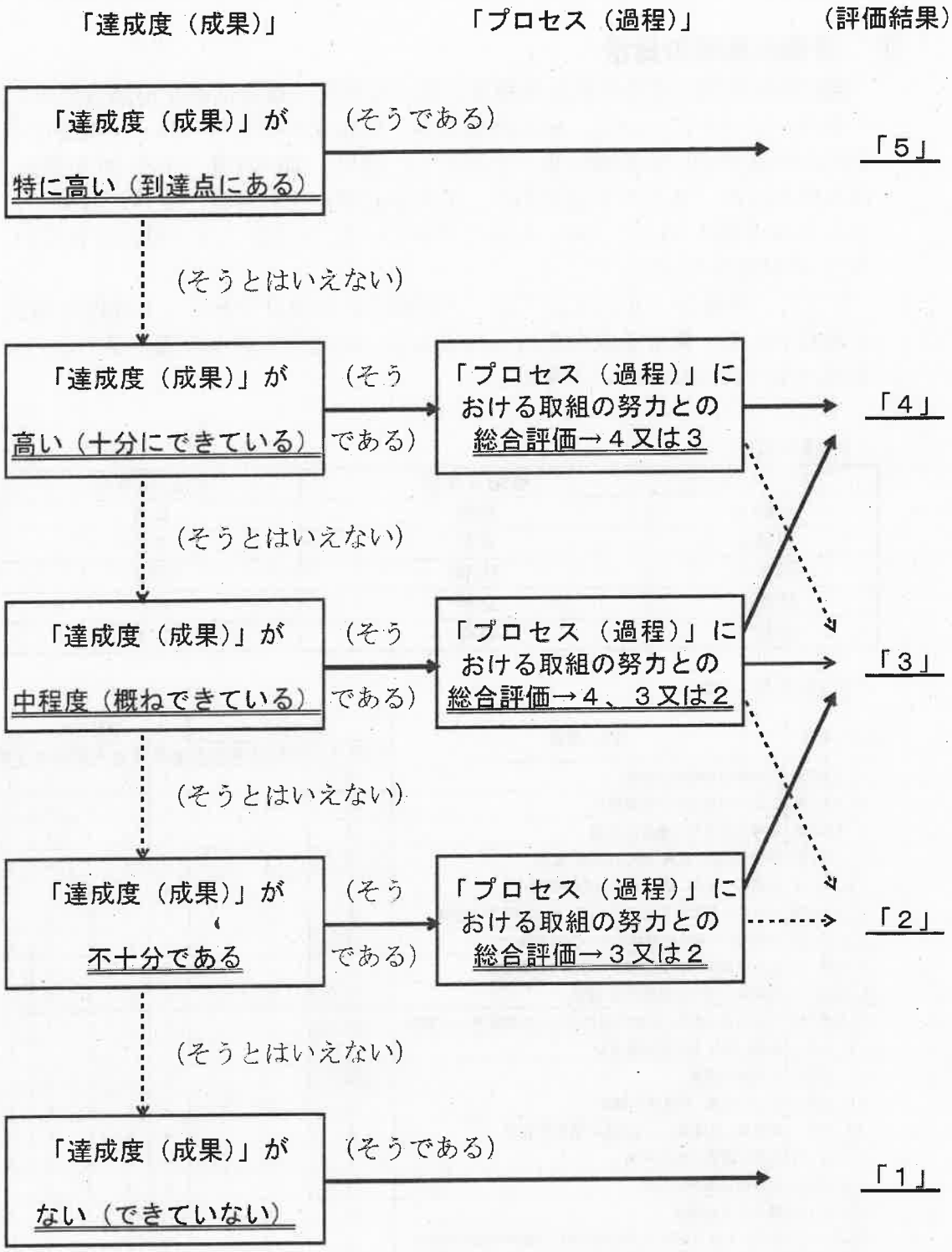
「達成度（成果）」
「プロセス（過程）」
（評価結果）
「達成度（成果）」が
特に高い（到達点にある）
（そうである）
「５」
（そうとはいえない）
「達成度（成果）」が
高い（十分にできている）
（そうである）
「プロセス（過程）」における取組の努力との総合評価→４又は３
「４」
（そうとはいえない）
「達成度（成果）」が
中程度（概ねできている）
（そうである）
「プロセス（過程）」における取組の努力との総合評価→４、３又は２
「３」
（そうとはいえない）
「達成度（成果）」が
不十分である
（そうである）
「プロセス（過程）」における取組の努力との総合評価→３又は２
「２」
（そうとはいえない）
「達成度（成果）」が
ない（できていない）
（そうである）
「１」

(2) 検証結果

ア　評価結果等の総括

議会基本条例に定められた各規定に基づく責務や議会活動を府議会が果たしてきたかどうかについて、前回評価以後、令和元年度から令和６年度までの具体的な府議会の活動実態に基づき検証した結果、前回評価（平成 30 年度）では６件あった「２：不十分であり、努力が必要」との評価が２件に減少し、ほとんどの項目について「４：十分にできている。」又は「３：概ねできている。」の評価となった。

ただし、評価が「４」又は「３」と評価された項目であっても課題を指摘する意見があり、更なる成果を得られるよう、府議会や個々の議員が不断の努力を続けなければならないと考える。

＜評価別件数＞

	令和６年度	平成 30 年度
評価５	０件	０件
評価４	５件	５件
評価３	16 件	12 件
評価２	２件	６件
評価１	０件	０件

＜評価結果一覧＞

No.	条項	項目の要旨	評価結果			委員評価				
			令和6年度	平成30年度	比較	自民	維国	共産	府民	公明
1	8条3項	府民参画の機会の確保	3	3		3	3	2	3	3
2	9条1項	府民への積極的な情報提供	3	3		3	3	3	3	3
3	9条2項	多様な府民等の意見の把握	4	4		4	4	4	4	3
4	9条3項	請願・陳情の誠実・適切な処理・審査	3	2	↑	3	3	1	3	3
5	10条1項	会議の公開等、議会活動の透明性向上	3	3		4	4	2	3	3
6	10条2項	様々な広報媒体の活用や利用しやすい環境の整備	3	3		3	3	3	3	3
7	12条2項	点検・監視等結果の知事等への措置要求	3	2	↑	3	3	2	3	2
8	13条1項	議員提案条例の制定等、積極的な政策立案	2	2		3	3	3	2	2
9	13条2項	知事等に対する政策提言・提案	3	2	↑	3	3	2	3	2
10	13条3項	政策提言・提案の実効性担保のための知事等への要請	3	2	↑	3	3	2	3	2
11	14条	審議に関する資料の請求等	3	3		3	3	2	3	3
12	17条	委員会の運営	3	4	↓	4	3	2	4	3
13	18条	審議の充実（委員間討議等）	2	2		3	2	2	4	2
14	19条	意見書、決議等による議会の意思の発信	4	4		4	3	2	4	4
15	20条1項	必要な調査研究の実施	4	4		4	4	3	4	3
16	20条2項	調査研究機関の設置	3	3		3	3	3	3	2
17	22条1項	議会改革の取組	4	4		4	3	2	4	4
18	22条2項	会議における審議の充実等を通じた議会の機能の強化	3	3		3	3	2	3	3
19	22条3項	他の地方議会等との連携	3	3		3	4	3	3	3
20	23条	議会事務局の機能の強化・組織体制の整備	3	3		3	4	3	3	3
21	24条	議会図書館の充実	4	3	↑	4	4	3	4	4
22	25条	議会基本条例の尊重	3	3		3	3	3	3	3
23	26条	議会基本条例の見直し	3	3		3	4	3	3	3

① 評価が上がった項目（５項目）

【平成 30 年度：３点　→　令和６年度：４点】

・　議会図書館の充実（No. 21：第 24 条）

蔵書の充実や職員のサポートが評価されたほか、京都府立大学附属図書館との連携への期待などから評価が上がった。
一方で、議員による議会図書館の積極的活用を課題としている。

【平成 30 年度：２点　→　令和６年度：３点】

・　請願・陳情の誠実・適切な処理・審査（No. ４：第９条第３項）

平成 30 年度の検証においては、大量の請願の処理・審査のありようについて検討が必要とされたが、令和元年度に議会改革検討小委員会で検討が行われ、「請願は府民の権利であり、請願者数が多かったとしても、そのための処理・審査のあり方の検討は必要ない」と結論付けられたことから評価が上がった。
ただし、請願者の趣旨説明の申し出への対応を課題として挙げる委員もあった。

・　点検・監視等結果の知事等への措置要求（No. ７：第 12 条第２項）
・　知事等に対する政策提言・提案（No. ９：第 13 条第２項）
・　政策提言・提案の実効性担保のための知事等への要請（No. 10：第 13 条第３項）

令和２年度から予算・決算特別委員長が委員会でまとまった「意見・提言」の主な項目を本会議で報告し、府議会の意思であることを明確化する見直しを行ったことから、評価が上がった。
一方で、「意見・提言」の内容の充実が求められるとの課題も指摘された。
また、少数意見の取扱いについて課題を挙げる委員もあった。

② 評価が下がった項目（１項目）

【平成 30 年度：４点　→　令和６年度：３点】

・　委員会の運営（No12：第 17 条）

条例が求めている委員会の専門性と特性を生かした運営等はできていると評価されたが、閉会中の常任委員会と特別委員会の内容が重複していることが課題とされ、評価が下がった。

③ 条文の改正が必要な項目

今回の検証により、条文の改正が必要とされた項目はなかった。

イ　各項目の評価（詳細）

＜　第　３　章　＞

Ｎｏ．１

<table>
<tr><td>条　　文</td><td colspan="8">（府民と議会の関係）
第８条　　略〔理念的規定〕
２　略〔理念的規定〕
３　議会は、府民の多様な意見を把握するための場の設置など、府民が議会の活動に参画できる機会を確保することに努めるものとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価結果
・
前回比較</td><td>令和６年度</td><td>３</td><td rowspan="2">各会派
個別評価</td><td>自民</td><td>維国</td><td>共産</td><td>府民</td><td>公明</td></tr>
<tr><td>平成30年度</td><td>３</td><td>３</td><td>３</td><td>２</td><td>３</td><td>３</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="8">広報広聴会議による出前高校生議会や大学生との座談会等、若者の声を聴くための取組は継続して実施できている。
一方で、コロナにより常任委員会の出前議会の回数が減っていることについては改善が必要である。
また、より幅広い府民が参加できるような工夫も必要である。</td></tr>
<tr><td>少数意見</td><td colspan="8">○　府立大学との包括連携事業等の新たな取組が実施されており評価できる。
○　議会中継の動画について各議員の活動を広く府民に知ってもらうため現状１年間の視聴可能期間を延長する必要がある。
○　子育て世代など幅広い府民が参加できるよう、オンラインによる取組も必要ではないか。
○　府民の議会活動への参画に関わり、請願者による意見陳述、陳情の審議の在り方等、改善の検討を求める。</td></tr>
</table>

Ｎｏ．２

<table>
<tr><td>条　　文</td><td colspan="8">（広報広聴機能の充実と府民の意見）
第９条　　議会は、その活動に関し、多様な媒体を活用するなど、府民に対する積極的な情報の提供に努めるものとする。
２　略〔No. ３〕
３　略〔No. ４〕</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価結果
・
前回比較</td><td>令和６年度</td><td>3</td><td rowspan="2">各会派
個別評価</td><td>自民</td><td>維国</td><td>共産</td><td>府民</td><td>公明</td></tr>
<tr><td>平成 30 年度</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="8">様々な SNS やテレビ広報番組、府議会だより等、多様な媒体を活用した取組を行っている。
一方で SNS のフォロワー数が少ないなど、取組の周知には課題がある。
また、本会議・委員会などの録画配信は、YouTube を活用した配信の検討が必要である。</td></tr>
<tr><td>少数意見</td><td colspan="8">○　発信内容が行政的になっており、一般の府民にも分かりやすいものにする必要がある。
○　以前のテレビ常任委員会のような、各分野における課題や各会派の主張を伝えられる情報発信を検討すべきである。</td></tr>
</table>

Ｎｏ．３

<table>
<tr><td>条　　文</td><td colspan="8">（広報広聴機能の充実と府民の意見）
第９条　　略〔No. ２〕
２　議会は、参考人制度、公聴会制度等を積極的に活用すること等により、多様な府民等の意見の把握に努めるものとする。
３　略〔No. ４　請願・陳情〕</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価結果
・
前回比較</td><td>令和６年度</td><td>4</td><td rowspan="2">各会派
個別評価</td><td>自民</td><td>維国</td><td>共産</td><td>府民</td><td>公明</td></tr>
<tr><td>平成 30 年度</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>3</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="8">参考人制度は、十分に活用できており、議会の議論の活性化に役立っている。</td></tr>
<tr><td>少数意見</td><td colspan="8">○　審議の充実・活性化の関係では、常任・特別委員会のあり方の検討が必要である。
○　多様な府民等の意見の把握・聴取のために、新たな方法の検討が必要である。
○　大学生との座談会は、議会において、意見交換できる貴重な機会となっているため、今後さらに充実させていく必要がある。
○　参考人は大学教授などが多いが、対象をもう少し幅を広げていく必要がある。</td></tr>
</table>

Ｎｏ．４（評価↑）

<table>
<tr><td>条　　文</td><td colspan="8">（広報広聴機能の充実と府民の意見）
第９条　　略〔No. ２〕
２　略〔No. ３〕
３　<u>議会は、請願及び陳情が提出されたときは、誠実かつ適切な処理及び審査を行わなければならない。</u></td></tr>
<tr><td rowspan="3">評価結果
・
前回比較</td><td>令和６年度</td><td>３</td><td rowspan="3">各会派
個別評価</td><td>自民</td><td>維国</td><td>共産</td><td>府民</td><td>公明</td></tr>
<tr><td>平成 30 年度</td><td>２</td><td>３</td><td>３</td><td>１</td><td>３</td><td>３</td></tr>
<tr><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="8">請願及び陳情については、誠実かつ適切な処理及び審査が行われている。</td></tr>
<tr><td>少数意見</td><td colspan="8">○　請願の審査について、請願者から趣旨説明の申し出があった場合にも機会が確保されないままになっており、「誠実かつ適切な審査」とはなっていないため、早急に改善を求める。</td></tr>
</table>

Ｎｏ．５

<table>
<tr><td>条　　文</td><td colspan="8">（透明性の向上）
第 10 条　<u>議会は、情報の積極的な提供、本会議及び委員会等の会議の公開、論点を明確にした審議の充実等の取組を推進することにより、その活動に関する透明性のより一層の向上に努めるものとする。</u>
２　略〔No. ６　広報活動③〕</td></tr>
<tr><td rowspan="3">評価結果
・
前回比較</td><td>令和６年度</td><td>３</td><td rowspan="3">各会派
個別評価</td><td>自民</td><td>維国</td><td>共産</td><td>府民</td><td>公明</td></tr>
<tr><td>平成 30 年度</td><td>３</td><td>４</td><td>４</td><td>２</td><td>３</td><td>３</td></tr>
<tr><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="8">代表、一般質問のリアルタイム字幕配信、質問事項の早期公表、答弁順序の見直しなどに取り組んでおり、評価できる。
ただし、コロナ禍以降中止している北部・南部での本会議の開催など、議会棟以外での会議の開催を再開してもよいのではないか。</td></tr>
<tr><td>少数意見</td><td colspan="8">○　議事録の公開に時間がかかっているのではないか。
○　正副議長、正副委員長等の役職が会派所属議員数等による比例配分とされていないことなどは、府民から見て透明性が確保されているとは言えず、改善を求める。
○　本会議・委員会の動画については、個々の議員の SNS での利用のためのルール作りなど、その活用に向けて、改善を求める。
○　「おこしやす来て見て話そう京都府議会」の取組は、府民に対して発信の機会となると期待しており、周知に努めてほしい。
○　傍聴者を増やすため、日程や時間の工夫が必要ではないか。</td></tr>
</table>

Ｎｏ．６

<table>
<tr><td>条　　文</td><td colspan="8">（透明性の向上）
第10条　　略〔No.５〕
２　前条第１項（府民への積極的な情報提供）及び前項（会議の公開等、議会活動の透明性向上）の取組の実施に当たっては、様々な手法を活用しながら、府民等が利用しやすい環境の整備を図ることにより、その実効性の確保に努めるものとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価結果
・
前回比較</td><td>令和６年度</td><td>3</td><td rowspan="2">各会派
個別評価</td><td>自民</td><td>維国</td><td>共産</td><td>府民</td><td>公明</td></tr>
<tr><td>平成30年度</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="8">X、Facebook、HP、府議会だよりなどの様々な広報媒体を活用した広報活動や、傍聴環境の整備はできている。
ただし、フォロワー数は伸び悩んでおり、議員、事務局一体となって周知に取り組む必要がある。
また、インターネット中継に関しては、映像の解像度が低いこと、検索が難しいこと等の課題があり、YouTubeの活用等を含めて検討が必要である。</td></tr>
<tr><td>少数意見</td><td colspan="8">○　録画配信をより早くアップできるような環境整備が必要ではないか。</td></tr>
</table>

＜ 第 4 章 ＞

Ｎｏ．７（評価↑）

<table>
<tr><td>条　　文</td><td colspan="8">（事務事業等の点検、監視及び評価）
第12条　略〔理念的規定〕
２　<u>議会は、前項の（施策及び事務事業の）点検、監視及び評価を行った場合において、必要があるときは、知事等に対し、適切な措置及び対応を講じることを求めるものとする。</u></td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価結果
・
前回比較</td><td>令和６年度</td><td>3</td><td rowspan="2">各会派
個別評価</td><td>自民</td><td>維国</td><td>共産</td><td>府民</td><td>公明</td></tr>
<tr><td>平成30年度</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td><td>3</td><td>2</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="8">予算・決算特別委員長が委員会でまとまった「意見・提言」の主な項目の報告を本会議で行っていることは評価できるが、議員間で議論し、より提言としての精度を高めていく必要がある。
なお、決算審査を踏まえた予算措置状況報告の提出を知事に求めていることも議会の点検・監視機能等を高めるものと評価できる。</td></tr>
<tr><td>少数意見</td><td colspan="8">○　複数会派で同じ趣旨の意見を採用するという２会派ルールにより、少数意見が省かれる仕組みになっているなどの課題がある。
○　現行の２会派ルールは多様な意見を議会としてまとめるためにやむを得ないのではないか。</td></tr>
</table>

Ｎｏ．８

<table>
<tr><td>条　　文</td><td colspan="8">（政策の提言及び提案）
第13条　<u>議会は、議員提案による条例の制定等積極的な政策の立案を行うものとする。</u>
２　略〔No. 9　提言・提案機能①〕
３　略〔No. 10　提言・提案機能②〕</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価結果
・
前回比較</td><td>令和６年度</td><td>2</td><td rowspan="2">各会派
個別評価</td><td>自民</td><td>維国</td><td>共産</td><td>府民</td><td>公明</td></tr>
<tr><td>平成30年度</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="8">議員提案により条例制定を行う仕組みが作られてきたことは評価できるが、積極的な政策立案を行うためには更なる努力が必要である。</td></tr>
<tr><td>少数意見</td><td colspan="8">○　条例の制定に関する積極性は、条例の提案本数で測れるものではない。
○　知事提出議案の修正などの積極的な政策立案への努力が必要である。
○　提案本数で測れるものではないとしても、全国的に見ると低水準であり、条例制定の必要性について各会派でしっかり議論する必要がある。</td></tr>
</table>

Ｎｏ．９（評価↑）

<table>
<tr><td>条　　文</td><td colspan="8">（政策の提言及び提案）
第13条　　略〔No. 8　政策立案機能〕
2　<u>議会は、知事等に対し、審議、決議等を通じて、政策の提言及び提案を行うものとする。</u>
3　略〔No. 10　提言・提案機能②〕</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価結果
・
前回比較</td><td>令和６年度</td><td>3</td><td rowspan="2">各会派
個別評価</td><td>自民</td><td>維国</td><td>共産</td><td>府民</td><td>公明</td></tr>
<tr><td>平成30年度</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td><td>3</td><td>2</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="8">特別委員会による政策提言が執行部による条例の提案・成立につながったことや、予算・決算審査に係る「意見・提言」が行われていることは評価できるが、より踏み込んだ「意見・提言」を行うためには更なる検討が必要である。</td></tr>
<tr><td>少数意見</td><td colspan="8">○　予算・決算審査に係る知事への「意見・提言」は、少数意見が省かれる等の課題がある。
○　本会議での決議等については、ほぼ実績がなく、また、特別委員会での政策提言については、年４回の開催であることから、時間的にも仕組みとしても限界（や制限）がある。
○　決算審査に係る「意見・提言」については、さらに次年度の予算の審査につなげる努力が必要である。</td></tr>
</table>

Ｎｏ．10（評価↑）

<table>
<tr><td>条　　文</td><td colspan="8">（政策の提言及び提案）
第13条　略〔No. 8　政策立案機能〕
2　略〔No. 9　提言・提案機能①〕
3　<u>議会は、議会としての政策の提言及び提案を行ったときは、知事等に対し、その趣旨を尊重するよう求めるものとする。</u></td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価結果
・
前回比較</td><td>令和６年度</td><td>3</td><td rowspan="2">各会派
個別評価</td><td>自民</td><td>維国</td><td>共産</td><td>府民</td><td>公明</td></tr>
<tr><td>平成30年度</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td><td>3</td><td>2</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="8">決算審査を踏まえた措置状況報告書を求める等の取組ができており、議会として政策の提言及び提案を行ったものについては、知事等に尊重されている。ただし、提言・提案の内容や実効性については十分なものとはいえず、充実・強化する必要がある。</td></tr>
<tr><td>少数意見</td><td colspan="8">○　予算・決算審査に係る知事への「意見・提言」は、少数意見が省かれる等の課題がある。</td></tr>
</table>

Ｎｏ.11

<table>
<tr><td>条　　文</td><td colspan="8">（審議に関する資料の請求等）
第14条　議会は、議案等の審議の充実を図るため、必要に応じ、知事等に対し、当該審議に関係する事項について、資料の提出、説明等を求めるものとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価結果
・
前回比較</td><td>令和６年度</td><td>3</td><td rowspan="2">各会派
個別評価</td><td>自民</td><td>維国</td><td>共産</td><td>府民</td><td>公明</td></tr>
<tr><td>平成30年度</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="8">委員会として資料の請求をした際には、必ず資料が提出されており、実効性のある資料請求をすることができていると評価でき、概ねできている。</td></tr>
<tr><td>少数意見</td><td colspan="8">○　資料の提出・説明等は議員が求めた場合には行われているが、審議の充実を図るためには、委員会の配布資料については、「３日前」等、さらに早い段階での事前配布など、取扱いの改善が求められる。</td></tr>
</table>

＜ 第 5 章 ＞

Ｎｏ.12 （評価↓）

<table>
<tr><td>条　　文</td><td colspan="8">（委員会）
第17条　委員会は、府政の課題を的確に把握し、委員会の専門性と特性を生かした運営に努めるものとする。
2　常任委員会は、府政の課題、知事等による政策の形成、事務事業の執行の状況等に対応して機動的に開くものとする。
3　特別委員会は、府政の課題等に対して必要がある場合に設置するものとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価結果
・
前回比較</td><td>令和６年度</td><td>3</td><td rowspan="2">各会派
個別評価</td><td>自民</td><td>維国</td><td>共産</td><td>府民</td><td>公明</td></tr>
<tr><td>平成30年度</td><td>4</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>4</td><td>3</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="8">条例が求めている委員会の専門性と特性を生かした運営等はできているが、閉会中の常任委員会と特別委員会には、内容に重複しているところがあり、差別化する必要がある。</td></tr>
<tr><td>少数意見</td><td colspan="8">○　常任委員会については、一層の審議の充実に向けて、所管事項の会派持ち時間「1人20分」枠の拡大など具体的な検討・改善が求められる。
○　所管事項の会派持ち時間の見直しについては、現行の時間で十分に議論できているので、特に必要はない。
○　オンライン委員会を開催できるように委員会条例が改正されたが、開催実績がなく、昨今の頻発化・激甚化する災害を踏まえて機動的に開催できるよう、試行的に導入、実施するなどの訓練も必要ではないか。</td></tr>
</table>

Ｎｏ.13

<table>
<tr><td>条　　文</td><td colspan="8">（審議の充実）
第18条　議会は、議会が定める多様な方式による議員の質疑及び質問、審議に係る論点等を明確にするための議員相互による討論を行うこと等により、真摯な議論の展開及び審議の充実に努めなければならない。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価結果
・
前回比較</td><td>令和６年度</td><td>2</td><td rowspan="2">各会派
個別評価</td><td>自民</td><td>維国</td><td>共産</td><td>府民</td><td>公明</td></tr>
<tr><td>平成30年度</td><td>2</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td><td>4</td><td>2</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="8">委員間討議については、十分実施されておらず、活性化させるために、方法等について検討する必要がある。</td></tr>
<tr><td>少数意見</td><td colspan="8">○　常任委員会の毎月開催については、委員会室で開催し参考人を招致するという形式にこだわらず、現場に赴いて調査する等の柔軟な運営を考慮しても良いのではないか。</td></tr>
</table>

Ｎｏ.14

<table>
<tr><td>条　　文</td><td colspan="8">（議会の意思の発信）
第 19 条　<u>議会は、意見書、決議等により、積極的に議会の意思を発信するものとする。</u></td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価結果
・
前回比較</td><td>令和６年度</td><td>4</td><td rowspan="2">各会派
個別評価</td><td>自民</td><td>維国</td><td>共産</td><td>府民</td><td>公明</td></tr>
<tr><td>平成 30 年度</td><td>4</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>4</td><td>4</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="8">各会派で議論された中で議決され、積極的に発信することができていると評価でき、十分にできている。</td></tr>
<tr><td>少数意見</td><td colspan="8">○　請願や陳情を踏まえ、意見書、決議等は、さらに積極的に出していく必要がある。また、府民への情報提供として、「可決」されたものだけでなく「否決」とされた意見書・決議（案）も発信していくことが求められる。
○　否決された意見書・決議案は、議事録に掲載され公開されているので、積極的に発信する必要性はない。
○　不採択となった請願の結果について請願者に詳らかに報告するのは、紹介議員の役割であると考える。</td></tr>
</table>

Ｎｏ.15

<table>
<tr><td>条　　文</td><td colspan="8">（調査研究）
第 20 条　<u>議会は、議案及び知事等の事務に関する調査を行うほか、府政及び議会運営に関する課題の解決に資するための必要な調査研究を行うものとする。</u>
２　略〔No. 16　調査権の行使③〕
３、４　略〔各議員・各会派の活動は議会としての評価になじまない〕</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価結果
・
前回比較</td><td>令和６年度</td><td>4</td><td rowspan="2">各会派
個別評価</td><td>自民</td><td>維国</td><td>共産</td><td>府民</td><td>公明</td></tr>
<tr><td>平成 30 年度</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>3</td><td>4</td><td>3</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="8">充実した調査となるように正副委員長等で協議され、必要な内容で実施できているが、実施の時期や回数、荒天時の対応等については考慮していく必要がある。</td></tr>
<tr><td>少数意見</td><td colspan="8">○　今後の海外調査については、調査研究の意義を確認し、府政への反映や、府民への情報発信等に努めることが必要である。</td></tr>
</table>

Ｎｏ.16

<table>
<tr><td>条　　文</td><td colspan="8">（調査研究）
第20条　略〔No.15　調査権の行使②〕
２　<u>議会は、必要があると認めるときは、学識経験者、府民、議員等で構成する調査研究のための機関を設置することができる。</u>
３、４　略〔理念的規定〕</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価結果
・
前回比較</td><td>令和６年度</td><td>３</td><td rowspan="2">各会派
個別評価</td><td>自民</td><td>維国</td><td>共産</td><td>府民</td><td>公明</td></tr>
<tr><td>平成30年度</td><td>３</td><td>３</td><td>３</td><td>３</td><td>３</td><td>２</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="8">調査機関の設置の実績はないが、必要があれば設置することができるよう準備しておくことが重要である。なお、調査機関の設置の議論の仕組みを検討しておくことが必要である。</td></tr>
</table>

＜ 第 6 章 ＞

Ｎｏ.17

<table>
<tr><td>条　文</td><td colspan="8">（議会の機能の強化）
第22条　議会は、その機能を発揮し、及び発展させるため、議会改革に継続的に取り組むなど、既存の制度や運営の方法等について、不断の見直しを行うものとする。
２　略〔No.18　審議の充実②〕
３　略〔No.19　他議会との連携〕</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価結果
・
前回比較</td><td>令和６年度</td><td>4</td><td rowspan="2">各会派
個別評価</td><td>自民</td><td>維国</td><td>共産</td><td>府民</td><td>公明</td></tr>
<tr><td>平成30年度</td><td>4</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>4</td><td>4</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="8">議会改革について、継続的に議論と取組が進められて、着実に成果を出している。</td></tr>
<tr><td>少数意見</td><td colspan="8">○　議会改革には経費節約等の観点も必要である。また、費用弁償などについて時代に見合った見直しも必要である。
○　役職等の選出についての府民の目から見て不透明なあり方、議員のコンプライアンスの問題等について、不断の努力と改革が必要である。
○　役員等の選出については、理事調整会議で議論を尽くした上で決められているため、問題はない。
○　委員会の ICT 化について検証を行うとともに、機器等のさらなる活用について検討が必要である。</td></tr>
</table>

Ｎｏ.18

<table>
<tr><td>条　文</td><td colspan="8">（議会の機能の強化）
第22条　　略〔No.17　議会改革〕
２　議会は、知事等の事務事業の執行状況等の点検、監視及び評価並びに政策の立案及び提言に関する機能について、会議における審議の充実を図ること等により、その強化に努めるものとする。
３　略〔No.19　他議会との連携〕</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価結果
・
前回比較</td><td>令和６年度</td><td>3</td><td rowspan="2">各会派
個別評価</td><td>自民</td><td>維国</td><td>共産</td><td>府民</td><td>公明</td></tr>
<tr><td>平成30年度</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="8">ICT 機器を活用し、ペーパーレス化を本格実施するなど、審議の充実及び進行の円滑化に取り組んでいるが、議員においては、質問力の向上等、更なる努力が必要である。</td></tr>
<tr><td>少数意見</td><td colspan="8">○　知事等の事務事業の執行状況の点検、監視をはじめ、議会と議員がその役割と機能の強化を自覚して行うことが求められる。そのためにも審議の充実が不可欠であり、審議時間の確保・拡充への検討が求められる。
○　審議時間については、十分に確保されている。</td></tr>
</table>

Ｎｏ.19

条　　文	（議会の機能の強化） 第22条　略〔No.17　議会改革〕 2　略〔No.18　審議の充実②〕 3　議会は、他の地方議会等との連携を図りながら、その機能の発展及び機能の強化を図るための活動、研究等を行うものとする。							
評価結果・前回比較	令和６年度	3	各会派個別評価	自民	維国	共産	府民	公明
	平成30年度	3		3	4	3	3	3
評価理由	全国都道府県議会議長会をはじめ、13 都道府県議会議長会、近畿２府８県議会議長会の取組を通じて議会間の連携・強化が図られており、また、関西広域連合においても議会間の連携を深めることができている。 一方で、政党レベルでは市町村議会議員との連携はあるが、府議会と市町村議会との連携・協働の仕組みを検討すべきである。							
少数意見	○　他の地方議会等との連携の取組は、一部の議員の参加にとどまっているため、会議結果等の議員間の情報共有や発信のあり方については、検討する必要がある。							

Ｎｏ.20

条　　文	（議会事務局） 第23条　議会は、その機能の発揮及び機能の充実に向けた取組の強化並びに議会の活動の円滑かつ効率的な実施に資するため、議会事務局の機能の強化及び組織の体制整備に努めるものとする。							
評価結果・前回比較	令和６年度	3	各会派個別評価	自民	維国	共産	府民	公明
	平成30年度	3		3	4	3	3	3
評価理由	現行の事務局体制で議会活動の円滑な活動は概ねできているが、更なる議会の機能の充実のために、職員の能力の向上に向けた取組に期待したい。							
少数意見	○　議会活動を抜本的に活発にしていくために、議会事務局の機能の強化及び組織の体制整備について、他府県の取組等の調査研究も必要である。 ○　広報・調査部門に関しての人員増員が求められる。							

Ｎｏ.21（評価↑）

<table>
<tr><td>条　　文</td><td colspan="8">（議会図書館）
第24条　議会は、議員の調査研究等に資するため、議会図書館の充実に努めるものとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価結果
・
前回比較</td><td>令和６年度</td><td>4</td><td rowspan="2">各会派
個別評価</td><td>自民</td><td>維国</td><td>共産</td><td>府民</td><td>公明</td></tr>
<tr><td>平成30年度</td><td>3</td><td>4</td><td>4</td><td>3</td><td>4</td><td>4</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="8">幅広い分野の書籍が備えられており、職員による新刊図書の案内やレファレンス等のサポートも充実している。
また、府立大学附属図書館等との連携により、さらなる機能の充実も期待される。
一方で、議員においては、議会図書館を更に積極的に活用していくことが求められる。</td></tr>
</table>

＜ 第 7 章 ＞

Ｎｏ.22

条　文	（他の条例等との関係） 第25条　この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。							
評価結果・前回比較	令和６年度	3	各会派個別評価	自民	維国	共産	府民	公明
	平成30年度	3		3	3	3	3	3
評価理由	議会基本条例は尊重されており、特に問題はない。							

Ｎｏ.23

条　文	（条例の見直し） 第26条　議会は、社会情勢の変化、府民の意見等を踏まえ、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。							
評価結果・前回比較	令和６年度	3	各会派個別評価	自民	維国	共産	府民	公明
	平成30年度	3		3	4	3	3	3
評価理由	社会情勢の変化、府民の意見を踏まえ、条例の見直しや議会改革に取り組んでおり、評価できる。							

資料1

令和６年５月24日
理 事 調 整 会 議

議会基本条例の検証について

令和５年７月４日に石田議長から議会運営委員会に議会改革に関する諮問があったが、下記の２により、政策調整会議において議会基本条例の検証を実施していただきたい。

記

１　石田議長の諮問内容

①　多様な主体からの知見を取り入れる仕組みづくりなど、議会の政策提案機能や監視機能等を強化し、その役割を発揮するための取組の検討

⇩

○　地方制度調査会答申や地方自治法の改正を踏まえた、京都府議会基本条例に基づく議会運営等の検証

２　政策調整会議における検討方法

(1)　検討事項

○　平成３０年度の京都府議会基本条例の検証結果及び地方制度調査会答申や地方自治法の改正を踏まえた、京都府議会基本条例に基づく議会運営等の検証

(2)　検討期間

○　政策調整会議における検討の結果は、令和７年２月定例会に開催予定の理事調整会議において報告するものとする。

資料２

令和６年度　京都府議会基本条例検証

評　価　シ　ー　ト
取　り　ま　と　め

第３章	（府民と議会の関係） 第８条　　略〔*理念的規定*〕 ２　略〔*理念的規定*〕
広聴活動①	３　**議会は、府民の多様な意見を把握するための場の設置など、府民が議会の活動に参画できる機会を確保することに努めるものとする。**

今回評価	評点		条例改正の必要性	必要０　／　**不要５**
	自民	3	評価理由	**【評点３】** ・広報広聴会議による取組は、継続的な取組に加えて、課題を踏まえて新しい取組を行うなど概ねできている。(自民) ・令和６年度から府立大学との包括連携事業の取組が開始されており、評価できる。（自民） ・一方でコロナのため開催できなかった期間の影響もあるが、出前議会の開催が減っている。より幅広い層に参加してもらえる工夫が必要ではないか。（自民） ・各議員の活動を広く府民に知ってもらうため、動画の視聴可能期間を延長することが重要である。（自民） ・現状も府民の声を聞くための場を設置されているが、今後も多様なコミュニティからの意見聴取に向け拡大継続に努めていただきたい。(維国) ・出前高校生議会などでは、学生との意見交換が行われているが、一般住民との意見交換の場を多く設ける必要がある。(維国) ・府民が議会の活動に参画できる機会を確保するためにも、南北に長い本府において工夫等が必要である。(維国) ・広報広聴会議の取組は、常に現状の課題をとらえ議論をしているため概ねできている。(府民) ・学生との意見交換の機会は出前高校生議会等で取組はできているが、幅広く府民参加ができる取組は今後考えていかなければいけない。(府民) ・出前議会は形式としては定着している。（公明） ・今後、多様な世代や課題を対象とすることが開催を必要。（公明） **【評点２】** ・広報広聴会議により、出前高校生議会や若者・大学生との懇談会などは実施されてきたものの、その参加者は府民全体からすれば一部であり、一般府民の参加や意見徴収にさらに努力や工夫が必要。（共産） ・府民の議会活動への参画に関わり、請願については請願者による意見陳述の制度があるにもかかわらず実現しておらず、市町村などとの比較でも早急に改善が必要。陳情の審議の在り方等も改善の検討が求められる。（共産）
	維国	3		
	共産	2		
	府民	3		
	公明	3		

<table>
<tr><td rowspan="2">前回評価</td><td>評価区分</td><td>3</td><td>条例改正の必要性</td><td>不要</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="4">○評価の理由
・広報広聴会議による取組は、課題を踏まえた新しい取組への努力など、概ねできている。
○委員意見等
・出前議会の参加者は関係者がほとんどであり一般府民の参加が増えるよう努力が必要
・請願について、委員会での請願者による説明の機会が確保できていないが、市町村議会では請願者による陳述ができるようになったところもあり、府民参画の機会として陳情の審議のあり方も含め、改善・努力が必要
・府民参画の機会の付与が不十分であるとの指摘もあり、更なる努力が必要
・府民参画の機会が確保できているかどうかについて、府議会と実際の府民の意識の隔たりをなくす努力も必要
・府民参画の機会が付与されていると府民に感じていただけるように努めることが必要</td></tr>
<tr><td>府議会の取組状況</td><td colspan="5">◇府立大学との包括連携協定締結（R6.3）　【資料集p.1】
◇広報広聴会議の設置(H24.5)
◇出前議会の実施状況【資料集p.11】
R5：２回／R元：２回／H29：3 回／H28：3 回／H27：4 回／H26：4 回／H25：3 回／H24：3 回
（R2～R4は新型コロナ感染拡大により実施せず）
◇若者をターゲットにした広聴活動
・大学生等との座談会(H28～)
R5:1回／R4:1回／R3:1回／R2:1回／R元:1回／ H30:1回／H29:1回／H28:1回
※R3は大学生ではなく子育て支援団体との座談会
・おでかけ広報広聴会議(H29.11)　※平成30年度以降は出前高校生議会を実施
・出前高校生議会(H30.7～)
R5:7回／R4:5回／R3:4回／R2:2回／R元:8回／ H30:11回
※R2はオンライン開催及びビデオメッセージ
◇参考人制度【資料集p.13】
・毎月常任委員会（閉会中）
・特別委員会
◇公聴会
・実績なし

＜参考＞
○　地方自治法
第百十五条の二　普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。
2　普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。</td></tr>
</table>

第３章	（広報広聴機能の充実と府民の意見） 第９条　**議会は、その活動に関し、多様な媒体を活用するなど、府民に対する積極的な情報の提供に努めるものとする。**
広聴活動①	2　略〔No.3　広聴活動②〕 3　略〔No.4　請願・陳情〕

今回評価	評点		条例改正の必要性	必要０　／　**不要５**
	自民	3	評価理由	**【評点３】** ・SNSを積極的に活用できていることは評価できるが、フォロワー数を増やす更なる取組が必要である。（自民） ・府議会だよりについては、工夫されており評価できる。さらに受け手に届きやすい魅力的な工夫が必要である。（自民） ・情報提供に多様な媒体を活用されている。しかし、府議会の役割等が府民に十分に周知されていないと感じる。活動内容についても、府民の理解促進が図られるように引き続きの発信が必要である。(維国) ・議会の配信について今後の時代に重要なYoutubeが活用されていないのは一定問題があると考える。(維国) ・発信内容が行政的発信になっている。一般住民にも理解できる内容にする必要がある。(維国) ・代表質問のテレビ中継への手話通訳導入に続き、ネット中継のスマホ対応、SNS公式アカウントの開設、ホームページのリニューアルなど工夫と改善がなされてきた。（共産） ・他方、審議内容や各会派の主張などを伝えるという点では、かつての「テレビ常任委員会」から現在のスタイルに変わった結果、府民からはわかりにくくなっているため、今後の検討と改善を進めていくことが求められる。（共産） ・広報広聴会議の取組は、常に現状の課題をとらえ議論をしているため概ねできている。(府民) ・テレビ番組「ようこそ京都府議会」や「京都府議会だより」などにより府民のだれでも議会の内容を知ってもらえる機会があることに関しては評価できるが、どれだけの方々に周知できているかは検討することが必要。(府民) ・SNSによる情報発信も更新頻度も高く内容もわかりやすい。しかしフォロワー数等の課題もあり今後も議論が必要。(府民) ・議会として活用できるSNSについては概ねできている。　質問項目の早期公表と答弁順の改定は評価できる。（公明） ・SNSのフォロワー数が顕著に少ない。ほぼ関心を持たれていない。議会だよりの内容の充実を図ること。（公明）
	維国	3		
	共産	3		
	府民	3		
	公明	3		

前回評価	評価区分	3	条例改正の必要性	不要
	評価理由	○評価の理由 ・広報広聴会議による取組は、課題を踏まえた新しい取組への努力など、概ねできている。 ○委員意見等 ・情報の府民への伝わり方をいっそう意識した広報に努めることが必要 ・議会だより等により広報をした結果、実際に、府民にどれだけの情報が伝わっているのかという成果の把握が必要 ・議会だよりの情報量の検討が必要 ・府議会cafeは、審議の活性化の観点から「テレビ常任委員会」に戻す検討も必要		
府議会の取組状況	◇広報広聴会議の設置(H24.5) ◇多様な広報媒体の活用（府民が利用しやすい環境整備） ・テレビ広報番組「府議会cafe京都」(H27.9～)、**「ようこそ京都府議会」（R4.7～）**【資料集p.5】 ・府議会ＨＰのリニューアル(H25.5)**（R3.4）**【資料集p.4】 ・京都府議会だより発行(H25.5～) ※発行部数　122万部　※点字版、文字拡大版、音声版あり　※大学や高校等への配付(H28.9～) ・ＳＮＳ府議会公式アカウントの開設【Youtube（H25.8）、Twitter（現：X）・Facebook(H29.11)】 **※フォロワー数　Youtube：236、X：586、Facebook：776（R6.7/5時点）** ◇本会議・委員会等の会議の公開（府民が利用しやすい環境整備） ・手話通訳放送の実施（H28.6～） ・ネット中継のスマホ対応(H29.5～) ・TV・ネット中継の質問項目表示(H30.6～) ・北部議会(H28.9)、南部議会(H30.9) **・代表・一般質問、総括質疑のリアルタイム字幕配信（R4.12～）**【資料集p.6】 ◇府民にわかりやすい議会運営の実施（H27.12～） ・議事進行の明確化に向けた議事日程の見直し及び本会議再開時刻の告知 **・代表・一般質問及び予算・決算特別委員会総括質疑の質問者及び主な質問項目を早期公表（R6.6～）** **・より質問順序に近い答弁順序の見直し（R6.6～）** ◇京都府子ども議会（隔年開催） R5/R3/R元/H27/H25/H23/H21/H19（※R3はコロナ禍のためビデオレター方式。H29は台風影響により中止） ・執行部との共催で、小学校高学年を対象に、府議会や行政に対する関心、理解を深めるとともに、社会に参加する意識をはぐくむことが目的 **◇おこしやす来て見て話そう京都府議会（R6.7～）**【資料集p.7】 **・京都府内の小学校・中学校・高校・大学などの児童・生徒及び学生を対象に、従来の議場見学に併せて議員が直接議会や議場を紹介し、府議会や行政に対する関心、理解を深めるとともに、社会に参加する意識をはぐくむことが目的**			

第３章 広聴活動②	（広報広聴機能の充実と府民の意見） 第９条　　略〔No.２　広報活動①〕 ２　**議会は、参考人制度、公聴会制度等を積極的に活用すること等により、多様な府民等の意見の把握に努めるものとする。** ３　略〔No.４　請願・陳情〕

今回評価			評価理由	
	評点		条例改正の必要性	必要０　／　**不要５**
	自民	4		**【評点４】** ・参考人制度は、十分に活用できており、議会の議論の活性化に役立っている。（自民） ・専門性の高い分野において参考人から現実に即した課題について意見を聴取することができているため、十分に機能を発揮していると考える。(維国) ・毎月常任委員会や特別委員会では参考人制度が活用されてきているが、審議の充実・活性化との関係では、常任委員会のあり方の検討が求められる。（共産） ・さらに多様な府民等の意見の把握・聴取のためには、この間実施されていない公聴会や新たな方法の検討等が求められる。(共産) ・毎月の常任委員会及び特別委員会においては、参考人制度を活用しており十分にできている。(府民) ・各委員会の所管において現状の特に喫緊の課題に特化した参考人制度の活用を今後も続けていくことが必要。(府民) ・大学生との座談会は議会に来ていただき意見交換できる貴重な機会となっており、今後さらに充実させていく必要。(府民) **【評点３】** ・所管のテーマに即して、参考人招致も定着している。（公明） ・参考人は大学教授などが多いが、対象をもう少し幅を広げていくことも必要。（公明）
	維国	4		
	共産	4		
	府民	4		
	公明	3		

前回評価	評価区分	4	条例改正の必要性	不要
	評価理由	○評価の理由 ・毎月常任委員会及び特別委員会においては、参考人制度を積極的に活用しており、十分にできている。 ○委員意見等 ・ＳＮＳは広報だけでなく、広聴への活用の検討が必要 ・多様な府民意見を把握していく方法の検討等が更に必要		
府議会の取組状況	◇広報広聴会議の設置(H24.5) ◇出前議会の実施状況【資料集p.11】 **R5:2回／R元:2回**／H29: 3 回／H28: 3 回／H27: 4 回／H26: 4 回／H25: 3 回／H24: 3 回 **(R2～R4は新型コロナ感染拡大により実施せず)** ◇若者をターゲットにした広聴活動 ・大学生等との座談会(H28～) **R5:1回／R4:1回／R3:1回／R2:1回／R元:1回**／H30:1回／H29:1回／H28:1回 **※R3は大学生ではなく子育て支援団体との座談会** ・おでかけ広報広聴会議(H29.11)　※平成30年度以降は出前高校生議会を実施 ・出前高校生議会(H30.7～) R5:7回／R4:5回／R3:4回／R2:2回／R元:8回／H30:11回 **※R2はオンライン開催及びビデオメッセージ** ◇参考人制度【資料集p.13】 ・毎月常任委員会（閉会中） ・特別委員会 ◇公聴会 ・実績なし ＜参考＞ ○　地方自治法 第百十五条の二　普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。 2　普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。			

第３章	（広報広聴機能の充実と府民の意見） 第９条　　略〔No.２　広報活動①〕 ２　略〔No.３　広聴活動②〕
請願・陳情	３　**議会は、請願及び陳情が提出されたときは、誠実かつ適切な処理及び審査を行わなければならない。**

今回評価	評点		条例改正の必要性	必要０　／　**不要５**
	自民	3	評価理由	**【評点３】** ・請願について誠実かつ適切な処理及び審査が行われている。（自民） ・既ね適当だと評価する。（維国） ・請願について、「誠実かつ適切な処理及び審査」は、実施されている。（府民） ・請願については、概ね各会派で議論し、委員会審議に臨んでいると思う。（公明） **【評点１】** ・請願の審査について、請願者から趣旨説明の申し出があった場合にも機会が確保されないままになっており、「誠実かつ適切な審査」とはなっていないため、早急に改善が求められる。（共産）
	維国	3		
	共産	1		
	府民	3		
	公明	3		

前回評価	評価区分	2	条例改正の必要性	不要
	評価理由	○評価の理由 ・大量の請願がなされ、採決件数と大きく隔たっている現状の処理・審査のあり様について、概ねできていると評価する意見もあるが、意見が分かれており、今後の検討の必要性を指摘する趣旨により、不十分であり、努力が必要であるとする。 ○委員意見等 ・大量請願の処理・審査のあり方について検討が必要 ・請願について「誠実かつ適切な処理及び審査」は実施されている。 ・請願者の説明機会が確保されていない等「誠実かつ適切な処理及び審査」になっていない。		
議会改革答申	**前回評価を受け令和元年度に議会改革検討小委員会で請願のあり方検討を行い、以下のとおり答申** 多くの府民から同一案件の請願がなされた場合の請願審査の取扱いについて、何らかの検討が必要かどうかを議論したが、「請願は府民の権利であり、「多くの府民からの請願」は「重み」として受け止めるものであって、ルールに基づくこれらの請願の請願者数が多かったとしても、そのための処理・審査のあり方の検討は必要ない」との結論に至った。			
府議会の取組状況	**◇請願・陳情** **[R５]請願90件　〔採択0件〕　陳情等16件** **[R４]請願61件　〔採択0件〕　陳情等48件** **[R３]請願51件　〔採択0件〕　陳情等50件** **[R２]請願213件　〔採択0件〕　陳情等41件** **[R元]請願1153件　〔採択0件〕　陳情等28件** **・請願者からの趣旨説明の申出（R元以降）** **R3.2定：文教　、　R5.12定：危健　※ともに実施せず** **◇オンライン請願・陳情（R6.7～）** **地方自治法改正（R6.4/1施行）により、オンラインによる請願が可能になったことを受け、京都府電子申請（Grafferスマート申請）を利用した請願・陳情の受付を開始**			

第３章	（透明性の向上） 第10条　**議会は、情報の積極的な提供、本会議及び委員会等の会議の公開、論点を明確にした審議の充実等の取組を推進することにより、その活動に関する透明性のより一層の向上に努めるものとする。** ２　略〔No.６　広報活動③〕
広聴活動②	

	評点		条例改正の必要性	必要０　／　**不要５**
今回評価	自民	4	評価理由	**【評点４】** ・代表、一般質問のリアルタイム字幕配信、質問項目の早期公表、答弁順序の見直しなどに取り組んでおり、評価できる。（自民） ・コロナで北部・南部での本会議の開催が中止されている。府民に開かれた身近な府議会の更なる推進や議会棟等の被災時の訓練対応のためにも、議会棟以外での開催の検討を再開してもよいのではないか。また、次回の開催地として北部（丹後管内）で議論をされていた経過があるので、北部開催を中心に検討をしてはどうか。（自民） ・議会の透明性は、十分に担保されていると評価する。情報の積極的な提供に向け、議論も進んでいる。（維国） ・質問答弁順序の見直し等、向上に努めている。しかし、課題としては、議事録の公開に時間がかかっている。（維国） **【評点３】** ・テレビ番組や京都府議会だよりの発行、インターネットやSNSなどで本会議・委員会の府民への公開が推進されており、概ねできている。（府民） ・「おこしやす来て見て話そう京都府議会」の取組は府民に対して議会の発信ができる機会となるので今後期待したい。（府民） ・本会議・委員会の公開は一定推進されている。（公明） ・傍聴者を増やすため、日程・時間などの工夫が必要ではないか。（公明） **【評点２】** ・この間は、コロナ禍の影響もあり出前議会や北部・南部議会は行われておらず、府民への積極的な情報提供や会議の公開、透明性の確保などいっそうの努力が必要。（共産） ・議会の民主的運営に関わり、役職が会派所属議員数による比例配分とされていないことなどは、府民から見て透明性が確保されいるとは言えず、改善が求められる。（共産） ・情報の積極的な提供という点では、本会議や委員会の動画活用について、他自治体議会との比較でも、早急に改善が求められる。（共産）
	維国	4		
	共産	2		
	府民	3		
	公明	3		

前回評価	評価区分	3	条例改正の必要性	不要
	評価理由	○評価の理由 ・北部議会や南部議会の取組も含め、本会議・委員会の府民への公開が推進されており、概ねできている。 ○委員意見等 ・議会運営について、府民に分かりにくい点があれば、透明性の観点から課題があるので、そのようなことがないよう、透明性の向上に一層の努力が必要 ・引き続き会議の一層の公開の推進が必要 ・議会の役職が会派所属議員数による比例配分とされていないことは、透明性の観点から府民に分かりにくい。		
府議会の取組状況	◇広報広聴会議の設置(H24.5) ◇多様な広報媒体の活用（府民が利用しやすい環境整備） ・テレビ広報番組「府議会cafe京都」(H27.9～)、**「ようこそ京都府議会」（R4.7～）**【資料集p.5】 ・府議会ＨＰのリニューアル(H25.5)**（R3.4）**【資料集p.4】 ・京都府議会だより発行(H25.5～) ※発行部数　122万部　　※点字版、文字拡大版、音声版あり　　※大学や高校等への配付(H28.9～) ・ＳＮＳ府議会公式アカウントの開設【Youtube（H25.8）、Twitter（現：X）・Facebook(H29.11)】 **※フォロワー数　Youtube：236、X：586、Facebook：776（R6.7/5時点）** ◇本会議・委員会等の会議の公開（府民が利用しやすい環境整備） ・手話通訳放送の実施（H28.6～） ・ネット中継のスマホ対応(H29.5～) ・TV・ネット中継の質問項目表示(H30.6～) ・北部議会(H28.9)、南部議会(H30.9) **・代表・一般質問、総括質疑のリアルタイム字幕配信（R4.12～）**【資料集p.6】 ◇府民にわかりやすい議会運営の実施（H27.12～） ・議事進行の明確化に向けた議事日程の見直し及び本会議再開時刻の告知 **・代表・一般質問及び予算・決算特別委員会総括質疑の質問者及び主な質問項目を早期公表（R6.6～）** **・より質問順序に近い答弁順序の見直し（R6.6～）** ◇京都府子ども議会（隔年開催） R5/R3/R元/H27/H25/H23/H21/H19（※R3はコロナ禍のためビデオレター方式。H29は台風影響により中止） ・執行部との共催で、小学校高学年を対象に、府議会や行政に対する関心、理解を深めるとともに、社会に参加する意識をはぐくむことが目的 **◇おこしやす来て見て話そう京都府議会（R6.7～）**【資料集p.7】 **・京都府内の小学校・中学校・高校・大学などの児童・生徒及び学生を対象に、従来の議場見学に併せて議員が直接議会や議場を紹介し、府議会や行政に対する関心、理解を深めるとともに、社会に参加する意識をはぐくむことが目的**			

第３章	第10条　　略〔No.５　広報活動②〕 **２　前条第１項及び前項の取組の実施に当たっては、様々な手法を活用しながら、府民等が利用しやすい環境の整備を図ることにより、その実効性の確保に努めるものとする。**
広聴活動③	

今回評価	評点		条例改正の必要性	必要０　／　**不要５**
	自民	3		**【評点３】** ・X、Facebook、HP、府議会だよりなどの様々な広報媒体を活用して、広報活動や傍聴環境の整備はできている。ただし、フォロワー数は伸び悩んでおり、議員、事務局一体となって周知に取り組む必要がある。（自民） ・積極的に議会の情報を提供するための手段の一つにインターネット中継があるが、中継に使用されているビデオカメラの解像度を早急に上げるべきだと考える。(維国) ・傍聴できる環境は整っているが、傍聴できること自体の周知が不十分である。(維国) ・オンデマンド録画のページに工夫が必要である。議員の発言検索が容易でない。(維国) ・SNS対応など、府民が利用しやすい環境整備が進められてきている。実効性の確保について、さらに手段と方法の検討が求められる。(共産) ・テレビ番組や京都府議会だよりの発行、インターネットやSNSなどの発信、傍聴環境の整備など、だれもが利用しやすい環境が様々に推進されており、概ねできている。(府民) ・ＳＮＳのフォロワー数や投稿視聴者数など周知が十分にできているかなど課題あり。(府民) ・インターネット中継を視聴するには、府議会の配信ページに直接アクセスする方法しかなく、動画を視聴しやすい環境整備が必要。(府民) ・議会だより・SNSにより広報は概ね推進されている。（公明） ・インターネット中継及びVODに関しては画像の精度が低いので改善が必要。（公明）
	維国	3		
	共産	3		
	府民	3		
	公明	3		

前回評価	評価区分	3	条例改正の必要性	不要
	評価理由	○評価の理由 ・様々な広報媒体の活用・傍聴環境の整備など、だれもが利用しやすい環境整備が推進されており、概ねできている。 ○委員意見等 ・ＳＮＳの有効な活用が十分にできているかという点など課題あり。 ・インターネット中継を視聴するには、府議会の配信ページに直接アクセスする方法しかなく、議員がスマートフォンやタブレット端末を活用し、ＳＮＳ（フェイスブック等）上で配信動画を拡散できないシステムであることは課題であり、府民等が動画を視聴しやすい環境の整備が必要 ・様々な手段・方法を有効活用し、府議会が府民に身近なものとなるよう努力が必要	
府議会の取組状況	◇広報広聴会議の設置(H24.5) ◇多様な広報媒体の活用（府民が利用しやすい環境整備） ・テレビ広報番組「府議会cafe京都」(H27.9～)、**「ようこそ京都府議会」（R4.7～）**【資料集p.5】 ・府議会ＨＰのリニューアル(H25.5)**(R3.4)**【資料集p.4】 ・京都府議会だより発行(H25.5～) ※発行部数　122万部　※点字版、文字拡大版、音声版あり　※大学や高校等への配付(H28.9～) ・ＳＮＳ府議会公式アカウントの開設【Youtube（H25.8）、Twitter（現：X）・Facebook(H29.11)】 **※フォロワー数　Youtube：236、X：586、Facebook：776（R6.7/5時点）** ◇本会議・委員会等の会議の公開（府民が利用しやすい環境整備） ・手話通訳放送の実施（H28.6～） ・ネット中継のスマホ対応(H29.5～) ・TV・ネット中継の質問項目表示(H30.6～) ・北部議会(H28.9)、南部議会(H30.9) **・代表・一般質問、総括質疑のリアルタイム字幕配信（R4.12～）**【資料集p.6】 ◇府民にわかりやすい議会運営の実施（H27.12～） ・議事進行の明確化に向けた議事日程の見直し及び本会議再開時刻の告知 **・代表・一般質問及び予算・決算特別委員会総括質疑の質問者及び主な質問項目を早期公表（R6.6～）** **・より質問順序に近い答弁順序の見直し（R6.6～）** ◇京都府子ども議会（隔年開催） **R5/R3/R元**/H27/H25/H23/H21/H19（※R3はコロナ禍のためビデオレター方式。H29は台風影響により中止） ・執行部との共催で、小学校高学年を対象に、府議会や行政に対する関心、理解を深めるとともに、社会に参加する意識をはぐくむことが目的 **◇おこしやす来て見て話そう京都府議会（R6.7～）**【資料集p.7】 **・京都府内の小学校・中学校・高校・大学などの児童・生徒及び学生を対象に、従来の議場見学に併せて議員が直接議会や議場を紹介し、府議会や行政に対する関心、理解を深めるとともに、社会に参加する意識をはぐくむことが目的**			

第４章 執行部監視機能	第12条　略〔*理念的規定*〕 ２　**議会は、前項の点検、監視及び評価を行った場合において、必要があるときは、知事等に対し、適切な措置及び対応を講じることを求めるものとする。**

今回評価	評点		条例改正の必要性	必要０　／　**不要５**
	自民	3	評価理由	**【評点３】** ・令和２年度から予算・決算特別委員長が、委員会でまとまった「意見・提言」の主な項目の報告を本会議で行っており、評価できる。また、決算審査を踏まえた措置状況を求めており、しっかりと活動ができている。（自民） ・概ね機能していると評価する（維国） ・知事に求めるべき「適切な措置・対応」を記載することとなっている「意見・提言」は、全議員が出席する本会議の委員長報告の中でも報告されており、評価できる。（府民） ・決算審査の結果を「意見・提言」にまとめ、予算の措置状況報告を知事に求めるという仕組みそのものは、議会の点検・監視等の機能を強化するものとして評価できる。（府民） **【評点２】** ・予算・決算特別委員会の「知事への意見・提言」については、書面審査等での審議について、詳細な議論、意見が分かれた論点などが大雑把にまとめられており不十分であり、また「2会派以上の質疑」ルールの下、少数意見は省かれるしくみなど課題があり、改善が必要。（共産） ・「意見・提言」の在り方についてのもう少し工夫が必要。（公明） ・「意見・提言」の文書表現の精度を高める必要がある。意見は単に意見であるのか、提言は何等かの予算や事業執行に措置されているのか、予算措置状況報告の高度な精査が必要。（公明）
	維国	3		
	共産	2		
	府民	3		
	公明	2		

<table>
<tr><td rowspan="2">前回評価</td><td>評価区分</td><td>2</td><td>条例改正の必要性</td><td>不要</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="3">○評価の理由
・知事に求めるべき「適切な措置・対応」を記載することとなっている「意見・提言」の現状は、記載内容が不十分であり、努力が必要である。
○委員意見等
・決算審査を９月定例会に前倒しし、決算審査の結果を「意見・提言」にまとめ、予算の措置状況報告を知事に求めるという仕組みそのものは、議会の点検・監視等の機能を強化するものとして評価
・「意見・提言」で①書面審査での詳細な議論が大雑把にまとめられており、内容を見ただけでは理解されない②適切な意見であっても少数意見の場合は省略されてしまうことが課題</td></tr>
<tr><td>議会改革答申</td><td colspan="4">前回評価を受け令和元年度に議会改革検討小委員会で意見・提言のあり方検討を行い、以下のとおり答申
本会議に出席する理事者に対し、また、傍聴者やネット視聴中の府民に対し、いっそう府議会の意思であることを明確に表わし、「議会力」の更なる発揮につなげるため、次年度から、全議員が出席する本会議の委員長報告の中でも「意見・提言」を行うこととしてはどうか。</td></tr>
<tr><td>府議会の取組状況</td><td colspan="4">◇知事への「意見・提言」提出（決算・予算）【資料集p.41】
・決特・予特委員長が「意見・提言」を本会議で報告（R2.11～）<u>※上記議会改革答申に基づき実施</u>
◇決算審査を踏まえた「措置状況報告書」の提出要求【資料集p.55】
◇決算審議の前倒しによる当初予算編成への府民意見の反映のための当初予算編成方針の説明聴取や、当初予算提案時の施政方針演説の実施（H25.10～）
◇予算特別委員会の通年化（H26.5～）
◇議決事件の拡大【資料集p.85】
・個別計画の制定・変更について議決事件に追加
・個別計画の実施状況の報告要求　実績なし
◇出資法人に対する知事等の評価実施要求
・実績なし</td></tr>
</table>

第４章	(政策の提言及び提案) 第13条　**議会は、議員提案による条例の制定等積極的な政策の立案を行うものとする。**
政権立案機能	2　略〔No.9　提言・提案機能①〕 3　略〔No.10　提言・提案機能②〕

今回評価	評点		条例改正の必要性	必要０　／　**不要５**
	自民	3	評価理由	**【評点３】** ・議員提案による条例の制定への「積極性」とは、条例の提案本数で測れるものではない。その時々の状況を適切に把握し、必要な条例があれば迅速に議員提案する姿勢こそがここでいう「積極性」だと考えており、概ねできている。（自民） ・議員提案による条例の制定数について評価が必要と考える。引き続いての議員の積極的な活動が必要である。(維国) ・議員提案条例の制定が進められてきたが、さらに知事提出議案の修正など、積極的な政策立案への努力が求められる。（共産） **【評点２】** ・議員提案条例による政策立案は課題を議員提案として反映でき、これまでにも実績はあるが「積極的」な政策立案を求めるという議会基本条例の趣旨としてはさらなる努力が必要である。(府民) ・積極的な政策立案には、議案提出権を有する議員一人一人が積極的に意見を出すようにするなど、研鑽や努力が必要。(府民) ・積極的な政策立案を行うものとするという状況には至っていないので努力が求められる。（公明） ・議会として条例制定は、社会を取り巻く環境の変化に応じ、積極的に議論すべき。（公明）
	維国	3		
	共産	3		
	府民	2		
	公明	2		

前回評価	評価区分	2	条例改正の必要性	不要
	評価理由	○評価の理由 ・議員提案条例による政策立案の実績は評価できるが、「積極的」な政策立案を求めているという議会基本条例の趣旨に鑑み、不十分であり、努力が必要である。 ○委員意見等 ・各任期中、１ないし２本の議員提案による政策条例を作成していることは評価できるが、いずれも理念や政策の方向性を定める条例であることも踏まえ、「積極的な」政策立案とまでは評価できない。 ・知事提案の議案の修正実績がない。 ・積極的な政策立案には、議案提出権を有する議員一人一人が積極的に意見を出すようにするなど、一層の努力が必要	
府議会の取組状況	◇議員提案条例の制定 ・京都府歯と口の健康づくり条例の検討・制定(H24.7～H24.12) **同条例改正(オーラルフレイル対策の推進の追加 等)(R3.7)** ・京都府交通安全基本条例の検討・制定(H25.10～H26.9) **同条例改正（根絶を目指す危険運転の中に妨害運転（あおり運転）を追加）（R2.12）** ・京都府宇治茶普及促進条例の検討・制定（H30.9～H31.3） **・京都府府内産木材の利用等の促進に関する条例の検討・制定（R3.3～R4.3）** ◇知事提出議案の修正　実績なし ◇政策調整会議の目的拡大（政策条例の調査研究機能の追加）（平30.5臨～）			

第４章	（政策の提言及び提案） 第13条　　略〔No.８　政策立案機能〕
提言・提案機能①	２　**議会は、知事等に対し、審議、決議等を通じて、政策の提言及び提案を行うものとする。** ３　略〔No.10　提言・提案機能②〕

今回評価	評点		条例改正の必要性	必要０　／　**不要５**
	自民	3	評価理由	**【評点３】** ・令和元年度、令和2年度は特別委員会で議論の上、政策提言を実施していた。政策提言を受けて、執行部が京都府子どもを虐待から守る条例を提案・成立するなどの取組は評価できる。今後も必要があればしっかりと議論を行っていけることが重要である。（自民） ・概ね機能していると評価する。（維国） ・予算・決算審査に係る「意見・提言」については、概ね評価できる。（府民） ・決算審査に係る「意見・提言」については、決算審査を踏まえた「予算措置状況報告書」を求めているが、さらに新年度の予算につなげる努力が必要。（府民） **【評点２】** ・予算・決算特別委員会による「知事への意見・提言」は行われているが、少数意見が省かれるなど課題がある。（共産） ・本会議での決議等ということではほぼ実績がなく、また、特別委員会での政策提言は、特別委員会という条件による限界もあり、さらなる検討が求められる。（共産） ・政策の提言及び提案という次元には至っていないのが現状で、更なる努力が必要。（公明） ・政策の提言及び提案については、会派での個別案件に対して代表質問・一般質問で一定行っているが、審議・決議等となると予算・決算の全体像の中での問題提起となり、会派間の意見の相違もあるので、その在り方を議論する必要がある。（公明）
	維国	3		
	共産	2		
	府民	3		
	公明	2		

前回評価	評価区分	2	条例改正の必要性	不要
	評価理由	○評価の理由 ・予算・決算審査に係る「意見・提言」には課題があり不十分であり、努力が必要である。 （第12条第２項の評価を参照） ○委員意見等 ・委員会の審議を通じた政策の提言・提案については実績がなく、本会議での決議による府の施策への提言実績も一部あるものの、全体としては、政策提言・提案といえるものは少なく、努力が必要 ・議会が執行部への政策提言・提案機能を果たすには、執行部から一層の情報提供が必要 ・決算審査に係る「意見・提言」については、予算措置状況報告も求めているが、それだけではなく次の決算につなげる努力が必要 ・平成30年度の議会改革検討小委員会においては、議会改革の検討課題として、政策提案・提言機能を高めるための委員会のあり方が検討されている現状あり。	
議会改革答申	**前回評価を受け令和元年度に議会改革検討小委員会で意見・提言のあり方検討を行い、以下のとおり答申** 本会議に出席する理事者に対し、また、傍聴者やネット視聴中の府民に対し、いっそう府議会の意思であることを明確に表わし、「議会力」の更なる発揮につなげるため、次年度から、全議員が出席する本会議の委員長報告の中でも「意見・提言」を行うこととしてはどうか。			
府議会の取組状況	◇知事への「意見・提言」提出（決算・予算）【資料集p.41】 **・決特・予特委員長が「意見・提言」を本会議で報告（R2.11～）※上記議会改革答申に基づき実施** ◇決算審査を踏まえた「措置状況報告書」の提出要求【資料集p.55】 **◇政策提言型特別委員会の試行実施（R元.6～R3.5）** **【政策提言・提案】** **R元年度（R2.5.26提出）** **・子育て環境の充実に関する特別委員会** **→　提言を受け、知事が「京都府子どもを虐待から守る条例」を提案・成立（R4.3）** **・産業の担い手の確保・育成に関する特別委員会** **R2年度（R3.5.18提出）** **・持続可能な地域社会に関する特別委員会** **・子育て環境の充実に関する特別委員会** **・産業の担い手の確保・育成に関する特別委員会** **・文化・スポーツ振興対策特別委員会**			

第４章 提言・提案機能②	(政策の提言及び提案) 第13条　略〔No.８　政策立案機能〕 ２　略〔No.９　提言・提案機能①〕 ３　**議会は、議会としての政策の提言及び提案を行ったときは、知事等に対し、その趣旨を尊重するよう求めるものとする。**

今回評価	評点		条例改正の必要性	必要０　／　**不要５**
	自民	3	評価理由	**【評点３】** ・決算特別委員会の審査を踏まえた措置状況報告書を求めるなど取組はできている。（自民） ・概ね機能していると評価する。(維国) ・知事等への政策提言・提案は、「知事等に対し、その趣旨を尊重するよう求める」ことについて概ね機能していると言える。(府民) ・議会として政策の提案・提言を行ったときは、その趣旨を尊重するよう知事等に求めており、知事等も尊重いただいていると考えられるため評価できる。（府民） **【評点２】** ・予算・決算特別委員会による「意見・提言」が行われ、趣旨の尊重は知事等も行っているとされている。しかし、そもそもの「意見・提言」については、少数意見も反映されるようにすべきである。（共産） ・従来の「意見・提言」は充分な政策提言と評価できないもので、今後の充実・強化が必要（公明） ・執行部と議会とは、その基底には互敬の意思があり、互いに尊重することは自明の理であるので、尊重を求めることも大切であるが、その内容と実効性を高めることが重要。（公明）
	維国	3		
	共産	2		
	府民	3		
	公明	2		

前回評価	評価区分	2	条例改正の必要性	不要
	評価理由	○評価の理由 ・知事等への政策提言・提案は、専ら、予算・決算審査に係る「意見・提言」に係るものといえるが、当該求める「意見・提言」の記載内容を「不十分」（第12条第２項の評価を参照）と評価していることを踏まえると、課題がないとは言えないことから、不十分であり、努力が必要である。 ○委員意見等 ・議会として政策の提案・提言を行ったときは、その趣旨を尊重するよう知事等に求めており、知事等も尊重いただいていると考えられるので、その点は評価 ・知事等に対し政策提言・提案し、その趣旨を尊重するよう求めることは重要であるが、その求める政策提言・提案の内容が特に重要	
議会改革答申	**前回評価を受け令和元年度に議会改革検討小委員会で意見・提言のあり方検討を行い、以下のとおり答申** 本会議に出席する理事者に対し、また、傍聴者やネット視聴中の府民に対し、いっそう府議会の意思であることを明確に表わし、「議会力」の更なる発揮につなげるため、次年度から、全議員が出席する本会議の委員長報告の中でも「意見・提言」を行うこととしてはどうか。			
府議会の取組状況	◇知事への「意見・提言」提出（決算・予算）【資料集p.41】 **・決特・予特委員長が「意見・提言」を本会議で報告（R2.11～）<u>※上記議会改革答申に基づき実施</u>** ◇決算審査を踏まえた「措置状況報告書」の提出要求【資料集p.55】 **◇政策提言型特別委員会の試行実施（R元.6～R3.5）** **【政策提言・提案】** **R元年度（R2.5.26提出）** **・子育て環境の充実に関する特別委員会** **→　提言を受け、知事が「京都府子どもを虐待から守る条例」を提案・成立（R4.3）** **・産業の担い手の確保・育成に関する特別委員会** **R2年度（R3.5.18提出）** **・持続可能な地域社会に関する特別委員会** **・子育て環境の充実に関する特別委員会** **・産業の担い手の確保・育成に関する特別委員会** **・文化・スポーツ振興対策特別委員会**			

第４章 調査権の行使①	（審議に関する資料の請求等） 第14条　**議会は、議案等の審議の充実を図るため、必要に応じ、知事等に対し、当該審議に関係する事項について、資料の提出、説明等を求めるものとする。**

今回評価			評価理由
	評点		条例改正の必要性　必要０　／　**不要５**
	自民	3	**【評点３】** ・委員会として資料の請求をした際には、必ず資料が提出されており、実効性のある資料請求をすることができていると評価でき、概ねできている。（自民） ・概ね機能していると評価する。（維国） ・委員会として資料の請求をした際には、必ず資料が提出されており、実効性のある資料請求をすることができていると評価でき、概ねできている。（府民） ・資料要求に対して、対応がなされているので評価できる。（公明） **【評点２】** ・資料の提出・説明等は議員が求めた場合には行われているが、審議の充実を図るためには、委員会の配布資料については、「３日前」などさらに早い段階での事前配布など、取り扱いの改善が求められる。（共産）
	維国	3	
	共産	2	
	府民	3	
	公明	3	

<table>
<tr><td rowspan="2">前回評価</td><td>評価区分</td><td>3</td><td>条例改正の必要性</td><td>不要</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="4">○評価の理由
・委員会として資料の請求をした際には、必ず資料が提出されており、実効性のある資料請求をすることができていると評価でき、概ねできている。
○委員意見等
・請求する資料だけでなく、委員会配付資料の取扱いについても、審議の充実を図る観点からの見直しが必要となれば、改善を求めていくことが必要
・資料請求が、その後の審議の充実にどう生かされたのかを把握することが必要
・委員会の審議時間が限られている中、委員会の配付資料をもっと事前に提出するよう、知事等に求めていくことが必要
・審議の充実を図るための必要な求めを知事等に対し適切に行っていくことが必要</td></tr>
<tr><td>府議会の取組状況</td><td colspan="5">（資料請求等）
◇執行部への資料の請求
・委員からの要求に応じ、正副委員長で協議
（調査研究）
◇100条調査
・実績なし
（コロナ禍における対応）
◇コロナ対応に係る臨時会開催
R3：6回／R2：1回
◇全員協議会でのコロナ対応状況等報告
R4：6回／R3：16回／R2：1回／R1：1回</td></tr>
</table>

第５章	（委員会） 第17条　**委員会は、府政の課題を的確に把握し、委員会の専門性と特性を生かした運営に努めるものとする。**
委員会	2　**常任委員会は、府政の課題、知事等による政策の形成、事務事業の執行の状況等に対応して機動的に開くものとする。** 3　**特別委員会は、府政の課題等に対して必要がある場合に設置するものとする。**

今回評価	評点		条例改正の必要性	必要０　／　**不要５**
	自民	4	評価理由	**【評点４】** ・常任・特別委員会とも委員会の専門性と特性を生かした運営ができている。（自民） ・特別委員会も京都府総合計画に基づく事業、施策、府政に関するトピックスを考慮して部局横断的な調査事項で設置されており、評価できる。（自民） ・現行の委員会運営をもって、条例の求める運営は概ねできているが、不断の見直しが必要。(府民)
	維国	3		・オンライン委員会を開催できるよう委員会条例が改正されたが開催実績がなく、昨今の頻発化・激甚化する災害を踏まえて機動的に開催できるよう、試行的に導入、実施するなどの訓練も必要ではないか。(府民) ・特別委員会においては、「政策提言型」を実施し、委員間討議を行う等の改善が行われており、令和４年３月に提言を受けて知事が「京都府子どもを虐待から守る条例」を提案・成立に繋げることができ評価できる。(府民)
	共産	2		**【評点３】** ・設置にあたり、参考人を招致し意見交換や質疑ができる機会は十分に機能していると評価する。（維国） ・課題として、常任委員会と特別委員会の役割は異なるが、内容に重複しているところもある。（維国） ・委員会条例に基づき、設置されており、執行部の編成替えにも対応し評価できる。(公明) ・特別委員会のあり方については課題があり、期間、テーマ、常任委員会との差別化など議論する必要がある。（公明）
	府民	4		**【評点２】** ・常任委員会は、コロナ禍対応などにより、所管を分割して３日間の審議が行われており、専門性・特性の発揮と審議の充実について新たな条件があることを踏まえ、いっそうの審議の充実へ、所管事項の審議時間「1人20分」枠の拡大など具体的な検討・改善が求められる。（共産） ・閉会中常任委員会では参考人制度の活用が多くなされているが、一方でそのテーマ以外の「所管事項」の審議は行われないことが多く、府民的課題の的確・機敏な審議という点では課題があり改善が求められる。（共産）
	公明	3		

前回評価	評価区分	4	条例改正の必要性	不要
	評価理由	○評価の理由 ・現行の委員会運営（５常任委員会と５特別委員会による運営）をもって、条例の求める運営は十分にできている。 ○委員意見等 ・常任委員会の「機動的」という点については、災害発生時の管内調査等が実施されており評価できる。 ・平成29年度からは、特別委員会については、その特性に応じた運営の見直しが行われており、評価できる。 ・特別委員会が府政の課題等に対応して設置されているかどうかという点では、平成28年度までの関西広域連合特別委員会の設置による取組も評価できる。 ・常任委員会の数を６に戻すなどにより委員会の所管を縮小させ、審議時間を増やし、専門性を高めることが必要 ・特別委員会については、全議員が参加しているが、「必要がある場合に設置する」という規定に鑑み、もう少し規定内容に則したあり方の検討が必要 ・多様な評価があることに鑑み、府民への説明責任が果たせるよう留意することが必要		
府議会の取組状況	◇委員会の変遷と運営【資料集p.19】 **◇常任委員会** **○総務・警察　○危機管理・健康福祉　○文化生活・教育　○政策環境建設　○農商工労働** **特別委員会** **○安心・安全な暮らしに関する　○子育て環境の充実に関する　○魅力ある地域づくりに関する** **○新技術と社会づくりに関する　○文化力と価値創造に関する** **○予算/決算　○新総合計画に関する（R元）　○総合計画に関する（R4）** **議会運営委員会** **◇「委員会の政策提案・提言機能を高める手段・あり方」の答申を受け、「政策提言型」の特別委員会を試行実施（R元.6～R3.5）** **◇①柔軟な委員会運営の中で「政策提言」を行うことができるよう、特別委員会の「型」の区分を廃止、②「委員間討議」を全特別委員会で実施し、「政策提言」の必要性を委員間で議論・討論（R3.6～R5.3）** **◇「委員間討議」は、各特別委員会の付議事件等を勘案し、各委員会の裁量で判断し実施（R5.5～）** **（コロナ禍における対応）** **◇臨時会において常任委員会を開催し、コロナ関係の所管事項について説明聴取** **R4：1回／R3：7回／R2：1回** **◇オンライン委員会（R4.5～）** **感染症まん延、大規模災害等の緊急事態にオンライン委員会を開催できるよう委員会条例を改正** **※開催実績なし**			

第５章	（審議の充実） 第18条　**議会は、議会が定める多様な方式による議員の質疑及び質問、審議に係る論点等を明確にするための議員相互による討論を行うこと等により、真摯な議論の展開及び審議の充実に努めなければならない。**
審議の充実①	

今回評価	評点		条例改正の必要性	必要０　／　**不要５**
	自民	3	評価理由	**【評点４】** ・委員会のICT活用の導入・推進や、委員会における委員間の真摯な議論（委員間討議）は、「政策提言型」の特別委員会を施行実施後、検証を行う等、審議の充実に取り組んでいることから評価できる。(府民) ・常任委員会の毎月開催（閉会中の委員会）については、開催の有無や参考人招致に拘らず現場に赴いて調査する等の柔軟な運営も考慮しても良いのではないか。(府民) **【評点３】** ・委員会において真摯な議論は適宜実施されている。ただし、委員間討議の方法について検討の余地がある。（自民） **【評点２】** ・「議員相互による討論を行う」には、議会の進行上難しい場合がある。また有意義な議論展開をするため、議員各位の工夫や努力が必要と考える。(維国) ・委員会での委員間討議について、現状では、特別委員会など一部でしか行われておらず不十分であり、さらに活発化できるよう改善が必要。（共産） ・現状、委員間での討議はできていないので評価はできない。(公明) ・委員間討議のあり方やイメージが共有されていないのではないか。討論は本議会で実施されており評価できる。委員会における委員間討議については、活性化させるための工夫が必要。（公明）
	維国	2		
	共産	2		
	府民	4		
	公明	2		

前回評価	評価区分	2	条例改正の必要性	不要
	評価理由	○評価の理由 ・委員会における委員間の真摯な議論（委員間討議）は、ほどんど行われていないことから、不十分であり、努力が必要である。 ○委員意見等 ・平成30年度の議会改革検討小委員会においては、議会改革の検討課題として、政策提案・提言機能を高めるための委員会のあり方の中で、委員間討議の必要性が検討されている現状あり。 ・委員間討議を妨げる事情もないので、会派としての意見だけでなく、個人としての意見も出していき、真摯な議論に努めていくべき。		
府議会の取組状況	（審議の充実） ◇委員会の運営【資料集p.23】 **◇「委員会の政策提案・提言機能を高める手段・あり方」の答申を受け、「政策提言型」の特別委員会を試行実施（R元.6～R3.5）** **◇①柔軟な委員会運営の中で「政策提言」を行うことができるよう、特別委員会の「型」の区分を廃止、②「委員間討議」を全特別委員会で実施し、「政策提言」の必要性を委員間で議論・討論（R3.6～R5.3）** **◇「委員間討議」は、各特別委員会の付議事件等を勘案し、各委員会の裁量で判断し実施（R5.5～）** （機能の強化） ◇委員会のICT活用 ・希望する議員が、議会活動に使用している情報端末を委員会の審議に活用（H30.6～） **・委員会における審議の充実及び進行の円滑化を図るため、ペーパーレスによる委員会運営を実施** **＜試行実施＞・R2（9定のみ）：総務・警察及び文化・教育常任** **・R3（9定～R4.5臨）：全常任** **・R4（初回～R5.2定）：全常任・特別（予算・決算・総合計画を含む）** **＜本格実施＞・R5.初回～：全常任・特別（予算・決算・総合計画を含む）**			

第５章	（議会の意思の発信） 第19条　**議会は、意見書、決議等により、積極的に議会の意思を発信するものとする。**
意見書・決議等	

今回評価	評点		条例改正の必要性	必要０　／　**不要５**
	自民	4	評価理由	**【評点４】** ・各会派で議論された中で議決され、積極的に発信することができていると評価でき、十分にできている。（自民） ・各会派で議論された中で議決され、積極的に発信することができていると評価でき、十分にできている。（府民） ・意見書・決議等の積極的な発信については、件数も増えており評価できる。（府民） ・意見書等をさらに提出できるよう、努力が必要。（府民） ・各会派が議論する中で問題意識を持ち、提出しているので評価できる。（公明） **【評点３】** ・機能していると評価する。（維国） **【評点２】** ・意見書、決議等は府民請願や陳情を踏まえ、さらに積極的に出していく必要がある。また、府民への情報提供として、「可決」されたものだけでなく「否決」とされた意見書・決議（案）も発信していくことが求められる。（共産）
	維国	3		
	共産	2		
	府民	4		
	公明	4		

前回評価	評価区分	4	条例改正の必要性	不要
	評価理由	○評価の理由 ・各会派で議論された中で議決され、積極的に発信することができていると評価でき、十分にできている。 ○委員意見等 ・もっと意見書等を出していけるよう、更に努力が必要 ・否決された意見書（案）・決議（案）も発信する努力が必要		
府議会の取組状況	**◇意見書・決議の積極的な発信** **[R５]意見書59件　決議3件(可決17件)** **[R４]意見書49件　決議12件(可決17件)** **[R３]意見書46件　決議11件(可決15件)** **[R３]意見書33件　決議7件(可決12件)** **[R２]意見書47件　決議10件(可決13件)** **[R元]意見書35件　決議4件(可決10件)** **→９月定例会可決の意見書を議長が関係省庁に直接持参** **R5：内閣府、厚生労働省（２件）、環境省** **R4：内閣府、文部科学省、経済産業省** **R3：文部科学省、厚生労働省、農林水産省** ◇議長声明 ・アメリカ合衆国の核実験に対する抗議 **R6/R4/R2/R元**/H30 ・北朝鮮の弾道ミサイル発射に対する抗議 **R5：3件/R4：3件/R3：2件**/H29：6件/H28：3件/H27：１件 ・北朝鮮の核実験に対する抗議 H29/H28/H27			

第５章	（調査研究） 第20条　**議会は、議案及び知事等の事務に関する調査を行うほか、府政及び議会運営に関する課題の解決に資するための必要な調査研究を行うものとする。**
調査権の行使②	2　略〔No.16　調査権の行使③〕 3、4　略〔*各議員・各会派の活動は議会としての評価になじまない*〕

	評点		条例改正の必要性	必要０　／　**不要５**
今回評価	自民	4	評価理由	**【評点４】** ・コロナ禍では管内外調査が実施できなかったが、その後は、充実したものとなるように正副委員長等で協議され、必要な調査を行うことができていると評価でき、十分にできている。（自民） ・機能していると評価する。（維国） ・府議会の調査については、充実したものとなるように正副委員長等で協議され、災害時の調査等、必要な調査を行うことができていると評価できる。（府民） ・更に時宜に適った調査ができるよう努力が必要。（府民） ・今後の海外調査については、調査研究の意義を確認し、府政への反映や、府民への情報発信等に努めることが必要。（府民） **【評点３】** ・府政課題や議会運営に関する課題解決とともに、府民要求に応える調査研究ができるよう、さらに工夫と検討が必要。（共産） ・調査活動については、概ね評価できる。（公明） ・調査活動については、積極的にその時の課題に応じて実施すべき。（公明）
	維国	4		
	共産	3		
	府民	4		
	公明	3		

前回評価	評価区分	4	条例改正の必要性	不要
	評価理由	○評価の理由 ・府議会の調査については、充実したものとなるように正副委員長等で協議され、災害時の調査や、海外調査の場合も含め、必要な調査を行うことができていると評価でき、十分にできている。 ○委員意見等 ・更に時宜に適った調査ができるよう努力が必要 ・時々の府政の中で、よりタイムリーに調査研究を行う努力が更に必要 ・海外調査の報告会を、より府民に開かれたものとなるよう工夫することが必要		
府議会の取組状況	（資料請求等） ◇執行部への資料の請求 ・委員からの要求に応じ、正副委員長で協議 （調査研究） ◇100条調査 ・実績なし ◇調査研究 ・（常任委員会）管内外・閉会中 ・（特別委員会）管外 ・海外調査 ・フィンランド・英国調査（H29） ・ドイツ・オランダ調査（H29） ・フランス・ドイツ調査（H25） ・シンガポール・マレーシア調査（H25）			

第５章 調査権の行使③	（調査研究） 第20条　略〔No.15　調査権の行使②〕 ２　**議会は、必要があると認めるときは、学識経験者、府民、議員等で構成する調査研究のための機関を設置することができる。** ３、４　略〔*理念的規定*〕

今回評価	評点		条例改正の必要性	必要０　／　**不要５**
	自民	3	評価理由	**【評点３】** ・必要があれば設置することができるように準備しておくことが大切である。（自民） ・概ね機能していると評価する。（維国） ・専門的な調査研究機関の設置は実績はないが、今後、喫緊の課題、例えば、物価高騰や賃上げ、京都経済、少子化対策などについて、設置の必要性の検討が求められる。（共産） ・調査機関の設置の実績がないが、必要があると認める時には調査研究のための機関を設置することができるという構えがあることが重要である。（府民） **【評点２】** ・設置できるということは重要であるが、設置の実績がないのは評価できない。（公明） ・設置を目的化することではなく、どのような課題に向き合うときに設置の提起、議論をなされるのか、ルーティングが明確ではない。（公明）
	維国	3		
	共産	3		
	府民	3		
	公明	2		

前回評価	評価区分	3	条例改正の必要性	不要
	評価理由	○評価の理由 ・実績はないという指摘もあるが、専門的な調査研究の必要があると認めるときに設置できるという構えがあり、概ねできている。		
府議会の取組状況	◇調査機関の設置 ・実績なし （参考） ・三重県議会では、学識経験者による調査機関の設置事例あり（財政問題調査会、議員報酬等に関する在り方調査会）			

第６章	（議会の機能の強化） 第22条　**議会は、その機能を発揮し、及び発展させるため、議会改革に継続的に取り組むなど、既存の制度や運営の方法等について、不断の見直しを行うものとする。**
議会改革	2　略〔No.18　審議の充実②〕 3　略〔No.19　他議会との連携〕

	評点		条例改正の必要性	必要０　／　**不要５**
今回評価	自民	4	評価理由	**【評点４】** ・議会改革を不断の取組として実施し、着実な成果を出していることから、十分にできている。（自民） ・府議会では、議会改革を継続的に取り組むなど、継続的な見直しを行っており評価できるが、ICT等の最適な活用等、不断の議会改革が求められる。（府民） ・社会情勢の変化やデジタル化の進展を注視しつつ、ICT機器等のさらなる導入について、費用対効果を見極めつつ、引き続き検討が必要（府民） ・議会改革には、真摯に向き合い取組を進めていることは評価される。（公明） **【評点３】** ・議会改革検討小委員会を設置し、時代に応じて制度・運営方法を検討している。(維国) ・議会改革には、経費節約等の観点も必要である。また、費用弁償など時代に見合った見直しも必要である。(維国) **【評点２】** ・議会改革について様々な議論と取組が進められてきている。同時に、議会の民主的運営の観点からは、役職等についての不透明なあり方、議員のコンプライアンス問題など、不断の努力と改革が不可欠となっている。（共産）
	維国	3		
	共産	2		
	府民	4		
	公明	4		

前回評価	評価区分	4	条例改正の必要性	不要
	評価理由	○評価の理由 ・府議会では、２期８年において、議会改革を不断の取組として実施し、着実な成果を出していることから、十分にできている。		
府議会の取組状況	（議会改革における主な検討）【資料集p.25】 ◇令和元年度・２年度（田中議長諮問） ＊議員力向上研修の実施（令元.12～） ＊議会力の向上 ・本会議での意見・提言の報告（予算・決算各特別委員会委員長）（令2.9～） ・特別委員会での委員間討議を通じた柔軟な「政策提言」の実施を提言（令3～） ＊府議会のＩＣＴ化 ・タブレット体験会（令元.10） ・ペーパーレス常任委員会の試行（令2.9、総警・文教） ・府議会ＩＣＴ利活用推進・実施計画の策定（令3.3） ・字幕配信システムの導入等、聴覚バリアフリーの取組等の推進を提言（令3.3） ◇令和３年度、４年度（菅谷議長諮問） ＊「大規模災害時における京都府議会活動指針（以下「指針」）」等の見直し ・指針を感染症まん延等を踏まえた「緊急事態における京都府議会活動指針」に改訂（令4.7） ・オンライン委員会を可能とするための条例改正　委員会条例（令4.5）、議会運営委員会条例（令4.7） ＊府議会のＩＣＴ化 ・ペーパーレス運営の試行の試行実施　全常任委員会（令3.9～）、全常任・特別委員会等（令4.6～） ＊TV広報番組の見直し ・30分番組年５回から、５分番組年25回＋15分番組年２回に変更 ＊政務活動費制度の見直し ・生計同一親族除外。HP1/2按分 ◇令和５年度（石田議長諮問） ＊京都府立大学との包括連携協定締結（令6.3） ＊代表・一般質問の質問者等の早期公表、答弁順序の見直し（令6.6） ＊議場見学において議員が直接案内（令6.7～） （議員力向上研修） ◇「質問力、議員力を高める府議会づくり」（R元.12） 土山 希美枝 氏（龍谷大学政策学部政策学科教授（当時）） ◇「地方議会に係る第 33 次地方制度調査会答申及び自治法の改正、当面の重要な政策課題等について」（R5.2） 青木 信之 氏（全国都道府県議会議長会事務総長（当時）） ◇「議員のコンプライアンスについて」（R6.3） 帖佐　直美　氏（弁護士（晴海パートナーズ法律事務所））			

第６章	（議会の機能の強化） 第22条　　略〔No.17　議会改革〕 ２　**議会は、知事等の事務事業の執行状況等の点検、監視及び評価並びに政策の立案及び提言に関する機能について、会議における審議の充実を図ること等により、その強化に努めるものとする。** ３　略〔No.19　他議会との連携〕
審議の充実②	

今回評価	評点		条例改正の必要性	必要０　／　**不要５**
	自民	3	評価理由	**【評点３】** ・審議の充実及び進行の円滑化を図るためペーパーレス化の本格実施に取り組んだ。（自民） ・十分機能していると評価するが、審議の充実については、不十分と思われる。(維国) ・委員会運営のルールは、委員会における審議の充実を図るための工夫として決められ審議の充実を図っている。また、ＩＣＴ機器の活用も評価でき、概ねできている。(府民) ・現状に応じ、審議時間も工夫され、実施されていると評価できる。（公明） **【評点２】** ・知事等の事務事業の執行状況の点検、監視をはじめ、議会と議員がその役割と機能の強化を自覚して行うことが求められる。そのためにも審議の充実が不可欠であり、審議時間の確保・拡充への検討が求められる。（共産）
	維国	3		
	共産	2		
	府民	3		
	公明	3		

<table>
<tr><td rowspan="2">前回評価</td><td>評価区分</td><td>3</td><td>条例改正の必要性</td><td>不要</td></tr>
<tr><td>評価理由</td><td colspan="3">○評価の理由
・委員会運営のルールは、委員会における審議の充実を図るための工夫として決められ審議の充実を図っていること、またＩＣＴ機器の活用試行も評価でき、概ねできている。
○委員意見等
・会議における審議の充実をいっそう図るためにどうすればよいのかについて、引き続き検討が必要
・現状に鑑み審議時間を増やすことが審議の充実に必要
・審議時間は重要であるが、限られた時間の中で審議できるよう工夫された委員会運営ルールの下でこそ審議の充実が図られる。</td></tr>
<tr><td>府議会の取組状況</td><td colspan="4">（審議の充実）
◇委員会の運営【資料集p.23】
◇「委員会の政策提案・提言機能を高める手段・あり方」の答申を受け、「政策提言型」の特別委員会を試行実施（R元.6～R3.5）
◇①柔軟な委員会運営の中で「政策提言」を行うことができるよう、特別委員会の「型」の区分を廃止、②「委員間討議」を全特別委員会で実施し、「政策提言」の必要性を委員間で議論・討論（R3.6～R5.3）
◇「委員間討議」は、各特別委員会の付議事件等を勘案し、各委員会の裁量で判断し実施（R5.5～）

（機能の強化）
◇委員会のICT活用
・希望する議員が、議会活動に使用している情報端末を委員会の審議に活用（H30.6～）
・委員会における審議の充実及び進行の円滑化を図るため、ペーパーレスによる委員会運営を実施
＜試行実施＞・R2（9定のみ）：総務・警察及び文化・教育常任
・R3（9定～R4.5臨）：全常任
・R4（初回～R5.2定）：全常任・特別（予算・決算・総合計画を含む）
＜本格実施＞・R5.初回～：全常任・特別（予算・決算・総合計画を含む）</td></tr>
</table>

第６章	（議会の機能の強化） 第22条　略〔No.17　議会改革〕 ２　略〔No.18　審議の充実②〕
他議会との連携	３　**議会は、他の地方議会等との連携を図りながら、その機能の発展及び機能の強化を図るための活動、研究等を行うものとする。**

今回評価	評点		条例改正の必要性	必要０　／　**不要５**
	自民	3	評価理由	**【評点４】** ・全国都道府県議会議長会や13都道府県議会議長会等、他の地方議会との連携が図られている。（維国） **【評点３】** ・全国都道府県議会議長会をはじめ、１３都道府県議会議長会、近畿２府８県議会議長会の取組を通じて議会間の連携・強化が図られており、また、関西広域連合においても議会間の連携を深めることができており、概ねできている。（自民） ・都道府県議会とともに、府内の市町村議会との連携、機能強化など工夫が求められる。（共産） ・全国議長会の取組をはじめ、他の都道府県との連携・強化が図られていることや、関西広域連合においても議会間の連携を深めることができており、概ねできている。（府民） ・他の地方議会等との連携について、全国議長会、関西広域連合等において成果はあるが、一部の議員の参加にとどまっているため、情報共有や発信のあり方を検討する必要がある。（府民） ・隣県等については、行政に呼応し連携・強化は図られていると評価できる。（公明） ・各々政党レベルでは、市町村議会議員との連携はあるかと思うが、府議会としての連携・協働の仕組みを検討すべきである。（公明）
	維国	4		
	共産	3		
	府民	3		
	公明	3		

前回評価	評価区分	3	条例改正の必要性	不要
	評価理由	○評価の理由 ・全国議長会の取組をはじめ、他の都道府県との連携・強化が図られていることや、関西広域連合においても議会間の連携を深めることができており、概ねできている。 ○委員意見等 ・議会間の連携の成果をどう生かしていくのかという点では課題あり。 ・市町村議会との連携を進めていくべきことが必要 ・海外の議会との連携をもう少し深めることが必要		
府議会の取組状況	◇（国内） ・全国都道府県議会議長会　定例総会（年３回）、委員会（年２回）、役員会（年４～５回） ・１３都道府県議会議長会　年２回開催 ※構成：北海道、福岡、宮城、埼玉、兵庫、静岡、東京、愛知、京都、千葉、大阪、広島、神奈川 ・近畿２府８県議会議長会　年１回開催 ※構成：福井、大阪、徳島、鳥取、三重、京都、滋賀、奈良、兵庫、和歌山 ・京都府議会・市町村議会 正副議長合同研修会 ・*近畿６府県議員交流フォーラム　年１回開催（R4.3廃止）* *※構成：京都、大阪、奈良、和歌山、滋賀、兵庫* ◇（国外） ・カナダ・ケベック州議会訪問(H30,H28)、受入（R6,H29,H27） ・ロシア・レニングラード州議会訪問（H29）、受入（H27） ・アメリカ・アラスカ州（州議会）訪問（H28） ・フランス・オクシタニ州訪問（R4）、受入（H28） ・アメリカ・オクラホマ州（州議会）訪問（H27） ・ｲﾀﾘｱ・ﾌｨﾚﾝﾂｪ・ﾐﾗﾉ、ﾌﾗﾝｽ・ﾊﾟﾘ・ﾓﾝﾍﾟﾘｴ訪問（H27）			

第６章	（議会事務局） 第23条　**議会は、その機能の発揮及び機能の充実に向けた取組の強化並びに議会の活動の円滑かつ効率的な実施に資するため、議会事務局の機能の強化及び組織の体制整備に努めるものとする。**
議会事務局	

今回評価	評点		条例改正の必要性	必要０　／　**不要５**
	自民	3	評価理由	**【評点４】** ・議会事務局の持つ高い機能により、議会運営が支えられていると評価する。（維国） **【評点３】** ・現行の事務局体制で議会活動の円滑な活動は概ねできている。議会事務局職員の更なる能力向上に向けた取組を期待したい。（自民） ・議会活動の円滑かつ効率的な実施に資するとともに、議会の権能の発揮と充実、機能の強化に資するため、事務局体制はいっそうの充実が求められる。（共産） ・議会活動の円滑かつ効率的な実施に資するための事務局体制という点では、概ねできている。(府民) ・議会活動を抜本的に活発にしていくために、議会事務局の機能の強化及び組織の体制整備について引き続き他府県の取組等の調査研究も必要。(府民) ・議会運営・議員へのサポート等、体制としては評価できる。（公明） ・広報・調査部門に関しての人員増強が求められる。（公明）
	維国	4		
	共産	3		
	府民	3		
	公明	3		

前回評価	評価区分	3	条例改正の必要性	不要
	評価理由	○評価の理由 ・議会活動の円滑かつ効率的な実施に資するための事務局体制という点では、概ねできている。 ○委員意見等 ・議会の権能の発揮及び機能の充実等、議会の機能の強化に資するための事務局体制としては不十分 ・府議会にはプロパー職員がいないが、府議会の活動をもっと活発にしていくには、事務局体制をある程度執行部から独立させて、人事交流をしていく形が必要		
府議会の取組状況	◇議事運営関連業務及び委員会関連業務の一体化のため、議事課議事係と調査課政策法務係を議事課に、議事課委員会係と調査課調査係を委員会課に改編（H28） ◇広報広聴、国際交流等への対応強化のため、総務課に広報・国際室長、広報広聴係を新設（H28） ◇１３都道府県議会事務協議会への職員派遣 ・議会事務局職員が議会運営上の課題等について意見交換 ・構成：北海道、福岡、宮城、埼玉、兵庫、静岡、東京、愛知、京都、千葉、大阪、広島、神奈川 ・年１回開催　６名程度派遣 ◇近畿２府８県議会事務協議会への職員派遣 ・議会事務職員が議会運営上の課題等について意見交換 ・構成：福井、大阪、徳島、鳥取、三重、京都、滋賀、奈良、兵庫、和歌山 ・年１回開催　６名程度派遣 ◇全国都道府県議会議長会主催の研修会への職員派遣 ・年３回開催　各回２名程度派遣		

第６章	（議会図書館）
議会図書館	第24条　**議会は、議員の調査研究等に資するため、議会図書館の充実に努めるものとする。**

今回評価	評点		条例改正の必要性	必要０　／　**不要５**
	自民	4	評価理由	**【評点４】** ・新刊図書が充実している。レファレンスも充実しており十分できている。（自民） ・府大附属図書館との連携も始まるので、さらに図書館機能が充実するのではと期待している。（自民） ・時事に応じた書籍や多様なニーズに応える幅広い分野の書籍が備えられている。調査研修のための記録の閲覧等、保管状況も良く、非常に充実している。（維国） ・議会図書館の機能について、議員の調査研究に資する取り組みとして、新刊図書等の案内や府立図書館等との連携による図書の充実、政策課題に対する調査のサポート等、充実してきており評価できる。（府民） ・限られたスペースの中、工夫しながら運営しており評価できる。（公明） ・職員がアイデア出し、新刊案内などの図書館ニュースを発行・配布し情報提供に努めている。地下1階・2階には過去からの蔵書が管理されており、議員自身が積極的に活用すべきである。（公明） **【評点３】** ・議会図書館の、議員による積極的な活用をさらに促し、審議の充実や議員力向上に生かすことが求められる。（共産）
	維国	4		
	共産	3		
	府民	4		
	公明	4		

前回評価	評価区分	3	条例改正の必要性	不要
	評価理由	○評価の理由 ・現状の議会図書館の機能に問題はないので、概ねできている。 ○委員意見等 ・もう少し、積極的な活用を促し、議員力の向上につなげることが必要		
府議会の取組状況		**◇蔵書**　（H30.3末現在）　**（R6.3末現在）** ・図書　57,882冊　**53,487冊（不要な雑誌・官報等を整理）** ・資料　約19,000冊　**約19,000冊** ・雑誌等の定期刊行物　約100種　**約100種** **◇利用**　（H29）　（R5） ・閲覧者　4,715人　3,970人 ・貸出数　1,330冊　2,448冊 （調査研究に資する取り組み） ・政策課題等をテーマとしたミニ企画展示（H30.2～） **・議会図書館ニュースによる新刊図書等案内（R元.4～）** **・府立図書館等との連携による図書の充実（R3.9～）** **・京都府立大学図書館との連携（R6.3～検討中）**		

第７章 基本条例の尊重	（他の条例等との関係） 第25条　**この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。**

今回評価			評価理由	
	評点		条例改正の必要性	必要０　／　**不要５**
	自民	3		**【評点３】** ・議会基本条例は尊重されており、特に問題はないので、概ねできている。（自民） ・制定及び改廃の際は、十分な情報提供があり、条例の趣旨を理解した上で行われている。（維国） ・特に問題はなし。（共産） ・議会基本条例は尊重されており、特に問題はないので、概ねできている。（府民） ・特に問題はないものと評価できる。（公明）
	維国	3		
	共産	3		
	府民	3		
	公明	3		

前回評価	評価区分	3	条例改正の必要性	不要
	評価理由	○評価の理由 ・議会基本条例は尊重されており、特に問題はないので、概ねできている。		
府議会の取組状況	◇議会に関する主な条例、規則等（議員提案政策条例を除く）【資料集p.39】 ○令和元年以降に新規制定された条例・規則（制定年月） ・情報通信技術を活用した京都府議会の活動の推進に関する条例（R6.3） ・京都府議会個人情報保護条例（R4.12） ○令和元年以降に改正された条例・規則（最終改正年月） ・京都府議会会議規則（R6.3） ・京都府議会委員会条例（R6.3） ・京都府議会運営委員会条例（R6.3） ・京都府政務活動費の交付に関する条例（R6.3） ・京都府議会議員の議員報酬等に関する条例（R5.12） ・議会の議決に付すべき契約に関する条例（R5.7） ・京都府議会議員及び京都府知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（R4.7） ・京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例施行規則（R3.4）			

第７章	（条例の見直し）
基本条例の見直し	第26条　**議会は、社会情勢の変化、府民の意見等を踏まえ、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。**

今回評価			評価理由	
	評点		条例改正の必要性	必要０　／　**不要５**
	自民	3		**【評点４】** ・定期的に条例の見直しが実施されており、十分に機能している。（維国） **【評点３】** ・前回の検証結果を踏まえ、議会改革に取り組むなど、概ねできている。（自民） ・特に問題はなし。（共産） ・社会情勢の変化、府民の意見等を踏まえ、この度、第２回の検証を行っているため、十分評価できる。（府民） ・政策調整会議で検証・検討を加える機能を有しており、その在り方は評価される。（公明）
	維国	4		
	共産	3		
	府民	3		
	公明	3		

前回評価	評価区分	3	条例改正の必要性	不要
	評価理由	○評価の理由 ・議会基本条例の検証の中で具体的に検討され、その結果に基づき所要の措置を講じられるという基本的な仕組みが機能しており、特に問題はないので、概ねできている。		
府議会の取組状況	◇政策調整会議による議会基本条例の検証 ・第１回（H30.6～H31.3） **・第２回（R6.6～）** ◇基本条例に定めのない議会の取組 ・大規模災害時における議会の役割を果たすための活動指針の策定（H27.12） ※一部議会では議会基本条例の改正を行い大規模災害時の役割を明記 （例）岩手県議会基本条例の一部を改正する条例 **・感染症のまん延も想定した活動指針に改定。 名称も「緊急事態における京都府議会活動指針」に変更（R4.3）**			

○　京都府議会基本条例

（平成22年12月24日京都府条例第44号）
改正　平成25年3月29日条例第22号

目次

前文
第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　議会及び議員の活動の原則（第３条－第７条）
第３章　府民と議会（第８条－第１０条）
第４章　議会と知事等（第１１条－第１４条）
第５章　議会の運営等（第１５条－第２０条）
第６章　議会の活動の基盤（第２１条－第２４条）
第７章　補則（第２５条・第２６条）
附則

京都府議会は、住民自治の原則にのっとり、府民の信託にこたえ、府民福祉の増進を目指し、議会と知事による二元代表制の下、知事その他の執行機関と緊張感を持ち、かつ、真摯な態度で臨む関係を保ちながら、京都府の責任ある運営を担っている。

今、地方自治を巡っては、地方自治の本旨の具体化、真の地方自治の確立に向けた様々な取組が展開され、地域の課題は地域自らが考え、判断し、決定するという、自主的かつ自立的な住民自治の原則に基づく団体自治の運営がこれまで以上に求められる重要な時にある。

京都府議会は、これまでから、府民を代表する合議制の機関としての権能が最大限に発揮できるよう、様々な取組を進め、また、自らの改革に努めてきた。

ここに、これまでの取組や改革の成果を確かなものとし、更に発展させ、地方自治の本旨の実現、真の地方自治の確立を目指して府民の信託に全力を挙げてこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、京都府の運営における京都府議会（以下「議会」という。）の基本理念を明らかにするとともに、議会及び京都府議会議員（以下「議員」という。）の活動の原則、府民と議会との関係、議会と知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）との関係その他議会の基本的な事項を定めることにより、議会と知事の二つの機関による府の運営において、議会の権能を最大限に発揮しながら、府民の信託にこたえ、議会の権能の発展及び議会の機能の確立を目指し、もって府民福祉の増進及び京都府の発展を図ることを目的とする。

（基本理念）

第２条　議会は、民主的にして能率的な府政の推進並びに国及び市町村との間の基本的関係の確立を図りながら、地方自治の本旨の具体化及び京都府の健全な発展が保障された真の地方自治の確立を目指すものとする。

第２章　議会及び議員の活動の原則

（議会の使命）

第３条　議会は、府民から信託された議員によって構成される府民の代表機関として、府民の意思を的確に把握し、その反映を図りつつ必要な意思決定を行うことにより、府民福祉の増進及び京都府の発展に取り組むことをその使命とする。

（議会の活動の原則）

第４条　議会は、府民の意思の的確な把握、府民への積極的な情報の提供等に努めることにより、議会の透明性の向上及び府民の信頼の確保に努めなければならない。

２　議会は、府政が抱える課題及び知事等の事務事業の執行状況等を踏まえながら、機動的かつ能動的な活動に努めるものとする。

（議員の使命）

第５条　議員は、府民から信託された府民の代表として、府民全体を考え、府民の多様な意見を把握し、府民の意思を的確に府政に反映させ、府民に説明することにより、府民福祉の増進及び京都府の発展に取り組むことをその使命とする。

（議員の活動の原則）

第６条　議員は、府民の信託にこたえるため、府民の意思及び府政が抱える課題を的確に把握し、積極的に政策の提案及び提言を行うとともに、府及び議会の情報の積極的な提供に努めなければならない。

２　議員は、府民の信託を受けた、社会的、倫理的な責任を負う立場にあることに鑑み、識見を持った議員としての活動を行うとともに、不断の研さんに努めなければならない。

（会派）

第７条　議員は、議会の活動を円滑に行うこと等のため、会派を結成することができる。

２　会派は、会派活動を通じて、会派及び所属議員の政策能力の向上に努め、積極的な政策の立案及び提言に努めなければならない。

３　会派は、会派間の協議、調整等を行うこと等により、円滑かつ効率的な議会の運営に努めるものとする。

第３章　府民と議会

（府民と議会との関係）

第８条　議会は、府の意思決定機関として、府民の意思を府政に反映させるとともに、府民の信託にこたえること等の活動を展開することに努めなければならない。

２　議会は、府民に対して、府の意思決定機関としての活動等議会活動に関して説明する責務を有する。

３　議会は、府民の多様な意見を把握するための場の設置など、府民が議会の活動に参画できる機会を確保することに努めるものとする。

（広報広聴機能の充実と府民の意見）

第９条　議会は、その活動に関し、多様な媒体を活用するなど、府民に対する積極的な情報の提供に努めるものとする。

２　議会は、参考人制度、公聴会制度等を積極的に活用すること等により、多様な府民等の意見の把握に努めるものとする。

３　議会は、請願及び陳情が提出されたときは、誠実かつ適切な処理及び審査を行わなければならない。

（透明性の向上）

第10条　議会は、情報の積極的な提供、本会議及び委員会等の会議の公開、論点を明確にした審議の充実等の取組を推進することにより、その活動に関する透明性のより一層の向上に努めるものとする。

２　前条第１項及び前項の取組の実施に当たっては、様々な手法を活用しながら、府民等が利用しやすい環境の整備を図ることにより、その実効性の確保に努めるものとする。

第４章　議会と知事等

（議会と知事との関係）

第11条　議会は、二元代表制の下、議決権を有する議会の権能と執行権を有する知事の権能との違いを認識し、かつ、知事の役割を尊重しつつ、緊張感のある関係を保ちながら、自らの権能を最大限に発揮し、共通の目標である府民福祉の増進に努めなければならない。

（事務事業等の点検、監視及び評価）

第12条　議会は、知事等が執行する施策及び事務事業について、点検、監視及び評価を行う責務を有する。

２　議会は、前項の点検、監視及び評価を行った場合において、必要があるときは、知事等に対し、適切な措置及び対応を講じることを求めるものとする。

（政策の提言及び提案）
第13条　議会は、議員提案による条例の制定等積極的な政策の立案を行うものとする。
2　議会は、知事等に対し、審議、決議等を通じて、政策の提言及び提案を行うものとする。
3　議会は、議会としての政策の提言及び提案を行ったときは、知事等に対し、その趣旨を尊重するよう求めるものとする。
（審議に関する資料の請求等）
第14条　議会は、議案等の審議の充実を図るため、必要に応じ、知事等に対し、当該審議に関係する事項について、資料の提出、説明等を求めるものとする。

第5章　議会の運営等

（議会の運営の原則）
第15条　議会は、その権能及び機能を最大限に発揮しながら、合議制の機関としての審議の充実と能率的な運営に努めなければならない。
（本会議）
定例会の回数については、京都府議会定例会条例（昭和31年京都府条例第23号）の定めるところによる。
2　定例会及び臨時会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、会議規則の定めるところによる。
（委員会）
第17条　委員会は、府政の課題を的確に把握し、委員会の専門性と特性を生かした運営に努めるものとする。
2　常任委員会は、府政の課題、知事等による政策の形成、事務事業の執行の状況等に対応して機動的に開くものとする。
3　特別委員会は、府政の課題等に対応して必要がある場合に設置するものとする。
（審議の充実）
第18条　議会は、議会が定める多様な方式による議員の質疑及び質問、審議に係る論点等を明確にするための議員相互による討論を行うこと等により、真摯な議論の展開及び審議の充実に努めなければならない。
（議会の意思の発信）
第19条　議会は、意見書、決議等により、積極的に議会の意思を発信するものとする。
（調査研究）
第20条　議会は、議案及び知事等の事務に関する調査を行うほか、府政及び議会運営に関する課題の解決に資するための必要な調査研究を行うものとする。
2　議会は、必要があると認めるときは、学識経験者、府民、議員等で構成する調査研究のための機関を設置することができる。
3　議員及び会派は、府政及び議会運営に関する課題の解決に資するための必要な調査研究の実施に努めるものとする。
4　議員及び会派は、調査研究その他の活動に資するために交付を受けた政務活動費の使途に関し、説明する責務を有する。

第6章　議会の活動の基盤

（議員の定数及び選挙区）
第21条　議員の定数及び選挙区については、京都府議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の定数に関する条例（昭和54年京都府条例第1号）の定めるところによる。
2　議会は、議員の定数及び選挙区に関して検討又は見直しを行う場合は、議会及び議員の活動を通じて府民の意思が府政に反映できることに配意するものとする。
（議会の機能の強化）
第22条　議会は、その権能を発揮し、及び発展させるため、議会改革に継続的に取り組むなど、既存の制度や運営の方法等について、不断の見直しを行うものとする。
2　議会は、知事等の事務事業の執行状況等の点検、監視及び評価並びに政策の立案及び提言に関する機能について、会議における審議の充実を図ること等により、その強化に努めるものとする。
3　議会は、他の地方議会等との連携を図りながら、その権能の発展及び機能の強化を図るための活動、研究等を行うものとする。
（議会事務局）
第23条　議会は、その権能の発揮及び機能の充実に向けた取組の強化並びに議会の活動の円滑かつ効率的な実施に資するため、議会事務局の機能の強化及び組織の体制整備に努めるものとする。
（議会図書館）
第24条　議会は、議員の調査研究等に資するため、議会図書館の充実に努めるものとする。

第7章　補則

（他の条例等との関係）
第25条　この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。
（条例の見直し）
第26条　議会は、社会情勢の変化、府民の意見等を踏まえ、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。